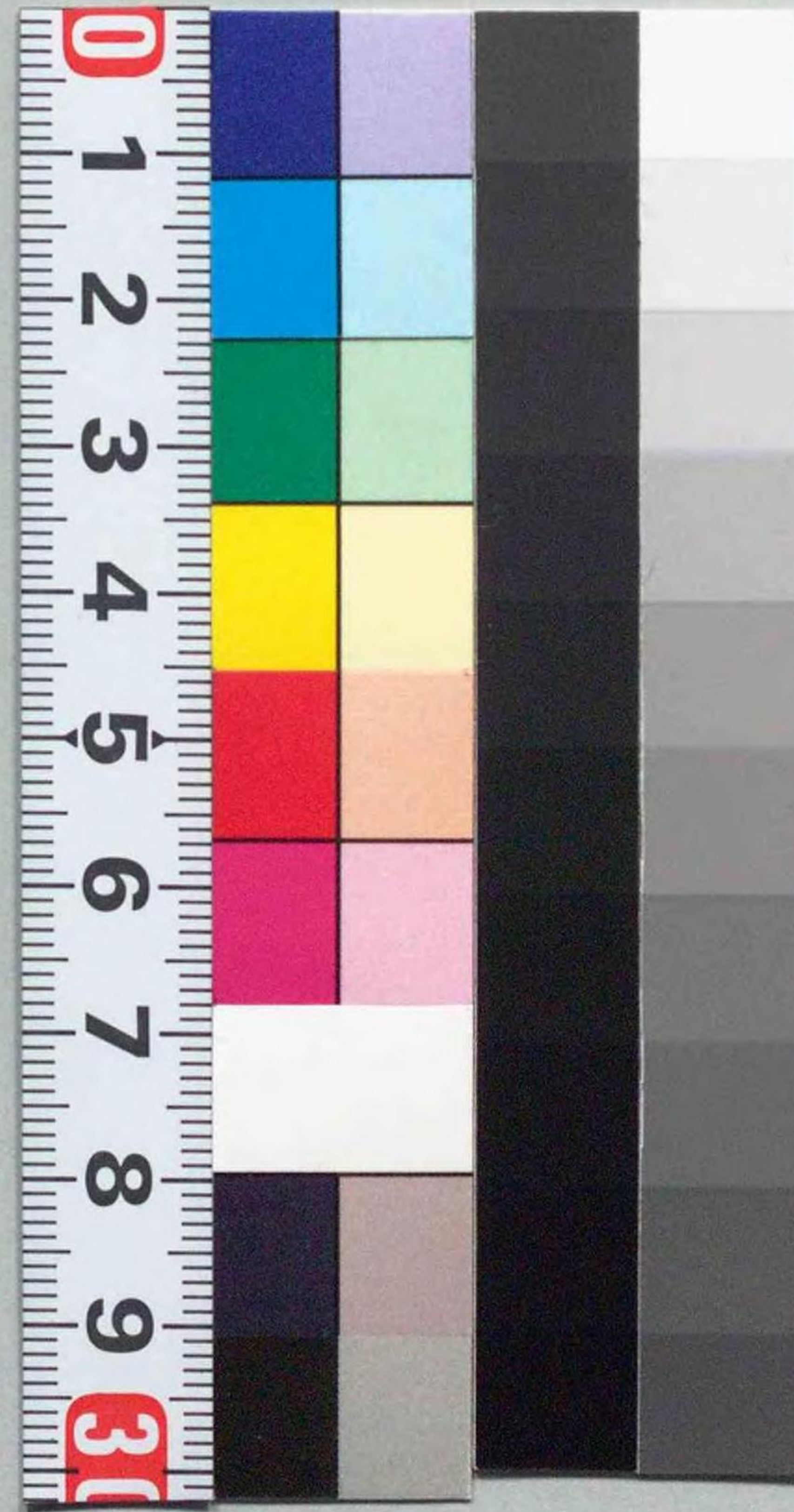



CZ-4-5



1200700254062







30 4779-29

昭和二十九年十二月

第二十回国会法律集

法
務
省

320.9/H612h2

CZ
4
5

CZ-4-5



1200700254050



K 7658

編集について

一、第二十回臨時国会は、昭和二十九年十一月三十日に召集され、会期を一日延長して十二月九日閉会した。この国会で制定された法律は、昭和二十九年法律第二〇六号から第二二八号までと昭和三十年法律第一号の二十四件であつた。本書はこれらの法律を集録したものである。

二、右の法律は、これを公布番号順に配列し、各頁の柱には、法律名のほかに、その下に括弧して、法律番号を入れた。

三、事項別の目次を掲げ、法律中罰則のあるものとなないものとを区別するため、目次の法律名の上に、前者については●印を附し、後者については○印を附した。

四、これらの法律によつて改廃された法令を明らかにしておくために、その索引を附し、また参考のために、この国会における法律の審議経過表を附した。

昭和二十九年十二月

法務大臣官房法規室

第二十回国会法律集事項別目次

国会関係

- 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の
一部を改正する法律……………(昭和二九・一二・ 八法二〇六)……………一
- 公職選挙法の一部を改正する法律……………(昭和二九・一二・ 八法二〇七)……………一
- 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律
の一部を改正する法律……………(昭和二九・一二・ 八法二〇八)……………一

地方自治関係

- 昭和二十九年度の地方交付税の総額等の特例に關
する法律……………(昭和二九・一二・ 八法二一〇)……………四
- 町村合併促進法の一部を改正する法律……………(昭和二九・一二・一六法二二六)……………八五
- 昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年八月
の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の
特例に関する法律……………(昭和三〇・ 一・ 七法 一)……………九三

○昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律……………(昭和二九・一二・二〇法二二八)……………九二

運輸関係

○日本国有鉄道法の一部を改正する法律……………(昭和二九・一二・一五法二二五)……………四六

労働関係

○労働組合法の一部を改正する法律……………(昭和二九・一二・八法二二二)……………五三

厚生関係

○医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律……………(昭和二九・一二・八法二一一)……………五三

国防関係

○自衛隊法の一部を改正する法律……………(昭和二九・一二・八法二〇九)……………四八



国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律 (昭和二十九年十二月八日) (法律第二百六号)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十一條の四を第十一條の五とし、第十一條の三の次に次の一條を加える。

第十一條の四 衆議院が六月一日から六月十四日までの間又は十二月一日から十二月十四日までの間に解散されたときは、その解散の日に在職する衆議院の議長、副議長及び議員の秘書は、六月十五日又は十二月十五日にそれぞれ在職したものとみなし、前二條の期末手当及び勤勉手当を受ける。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

公職選挙法の一部を改正する法律 (昭和二十九年十二月八日) (法律第二百七号)

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

(1) 目次中「第三十三條(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び定例選挙)」を「第三十三條(一般選挙、長の任期満了に因る選挙、定例選挙及び設置選挙)」に、「第百三條(兼職禁止の職を辞さない

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(二〇七)……………一

い場合の当選人の失格」を「第百三条(当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例)」に、「第百十三
条(補欠選挙)」を「第百十三条(補欠選挙及び増員選挙)」に、「第百十七条(削除)」を「第百十七
条(設置選挙)」に、「第百三十七條の二(未成年者の選挙運動の禁止)」を「第百三十七條の二(未成年者の
選挙運動の禁止)」に、「第百四十條(氣勢を張る行為の禁止)」に、「第百四十一條(自動車、拡声機及び船舶の使用)」を
被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止」に、「第百四十一條(自動車、拡声機及び船舶の使用)」を

「第百四十條(氣勢を張る行為の禁止)

「第百四十條の二(連呼行為の禁止)

「第百四十一條(自動車、拡声機及び船舶の使用)」に、「第百五十四條(立会演説会における演説

「第百四十一條の二(自動車等の乗車制限)

「第百四十一條の三(車上の選挙運動の禁止)

者」を「第百五十四條(立会演説会における演説者及び録音盤の使用禁止)」に、「第百五十六條(立

会演説会への参加)」を「第百五十六條(班別編成によらない立会演説会への参加)」に、「第百六十四

條の四(個人演説会における録音盤の使用)」を「第百六十四條の四(個人演説会及び街頭演説に

「第百六十四條の六(連呼行為の制限)

「第百六十四條の七(標旗に関する参議院全国選出議員の選挙における

「第百六十五條(立会演説会開催当日の他の演説会等の制限)

「第百六十六條(特定の建物及び施設における演説の禁止)

「第百六十六條の二(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の三(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の四(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の五(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の六(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の七(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の八(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の九(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の十(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の十一(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の十二(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の十三(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の十四(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の十五(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の十六(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の十七(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の十八(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の十九(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の二十(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の二十一(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の二十二(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の二十三(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の二十四(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の二十五(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の二十六(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の二十七(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の二十八(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の二十九(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の三十(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の三十一(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の三十二(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の三十三(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の三十四(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の三十五(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の三十六(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の三十七(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の三十八(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の三十九(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の四十(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の四十一(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の四十二(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の四十三(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の四十四(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の四十五(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の四十六(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の四十七(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の四十八(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の四十九(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の五十(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の五十一(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の五十二(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の五十三(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の五十四(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の五十五(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の五十六(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

「第百六十六條の五十七(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

特例

を

「第百六十四條の六(夜間の街頭演説の禁止)
「第百六十四條の七(参議院全国選出議員の選挙における街頭演説の特例)
「第百六十四條の八(街頭演説の場合の選挙運動員等の制限)
「第百六十五條(立会演説会開催当日の他の演説会等の制限)
「第百六十五條の二(近接する選挙の場合の演説会等の制限)
「第百六十六條(特定の建物及び施設における演説の禁止)

に、第百

八十三條(出納責任者の職務代行)」を「第百八十三條(出納責任者の職務代行)」に、「第百

九十八條(選挙運動に関する支出金額の制限額超過による当選無効)」を「第百九十八條(削除)

九十九條(特定人の寄附の禁止)」を「第百九十九條(特定の寄附)」に、「第百九十九條の二(公職

「第百九十九條の三(公職)

「第百九十九條の四(公職)

「第百九十九條の五(公職)

「第百九十九條の六(公職)

「第百九十九條の七(公職)

「第百九十九條の八(公職)

「第百九十九條の九(公職)

「第百九十九條の十(公職)

「第百九十九條の十一(公職)

「第百九十九條の十二(公職)

「第百九十九條の十三(公職)

「第百九十九條の十四(公職)

「第百九十九條の十五(公職)

「第百九十九條の十六(公職)

「第百九十九條の十七(公職)

「第百九十九條の十八(公職)

「第百九十九條の十九(公職)

「第百九十九條の二十(公職)

「第百九十九條の二十一(公職)

2 都道府県の選挙管理委員会は、特別の事情があるとき限り、前項の規定にかかわらず、市町村の区域を分けて数開票区を設け又は数町村の区域を合せて一開票区を設けることができる。

同条第三項を削り、第四項中「前二項」を「前項」に、「当該」を「都道府県の」に改め、同項を第三項とする。

(4) 第二十一条第一項中「以下同じ」を「以下本条中同じ」に改める。

(5) 第二十七条第三項中「申請の方法」を「申請の期間及び方法」に改め、「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「参議院全国選出議員の選挙については都道府県の選挙管理委員会」を加える。

(6) 第三十三条の見出し中「及び定例選挙」を「定例選挙及び設置選挙」に改め、同条第三項を第四項とし、同条第四項を第五項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第七条第六項(市町村の設置の告示)の告示による当該市町村の設置の日から五十日以内に行う。

同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を第六項とし、同条第六項中「第一項、第二項及び第四項」を「第一項から第三項まで、第五項及び前項」に改め、同項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 市町村の設置に因る教育委員会の委員の選挙は、地方自治法第七条第六項の告示による当該市

町村の設置の日から五十日以内に行う。

(7) 第三十四条第一項中「補欠選挙(第百十四条(長が欠けた場合及び退職の申立があつた場合)の選挙を含む。)」の下に「増員選挙」を加え、第二項本文中「第百十三条(補欠選挙)」を「第百十三条(補欠選挙及び増員選挙)」に、「又は補欠選挙」を「補欠選挙又は増員選挙」に、同項但書中「地方公共団体の議会の議員の再選挙又は補欠選挙」を「地方公共団体の議会の議員の再選挙、補欠選挙又は増員選挙」に改め、第五項中「補欠選挙」の下に「又は増員選挙」を、「第百十一条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

(8) 第六十八条第一項第二号中「第八十八条(選挙事務関係者の立候補制限)若しくは第八十九条(公務員の立候補制限)」を「若しくは第八十八条(選挙事務関係者の立候補制限)」に改め、第二項及び第三項を削る。

(9) 第六十八条の二第二項後段を削る。

(10) 第七十九条第一項中「並びに第六十八条(無効投票)」を「第六十八条(無効投票)並びに第六十八条の二(同一氏名等の候補者に対する投票の効力)」に改める。

(11) 第八十四条の後段として次のように加える。

この場合において同条同項本文中「参議院全国選出議員の選挙については都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「参議院全国選出議員の選挙会に關しては中央選挙管理会、選挙分会に關しては都道府県の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

- (12) 第八十六条第五項中「第三十三条(長の任期満了に因る選挙)第六項」を「第三十三条(長の選挙)第八項」に改め、第七項中「公職の候補者は、」の下に「選挙の期日の前日まで」を加える。
- (13) 第九十条中「公職の候補者となるうとする目的をもつて公務員たることを辞する旨の申出をした場合において、その申出の日から五日以内に公務員たることを辞することができないときは」を「第八十六条(公職の候補者の立候補の届出等) 第一項から第四項まで及び第六項の規定により公職の候補者として届出をし又は推薦届出をされたときは」に、「申出の日以後五日に相当する日に公務員」を「届出の日に当該公務員」に改める。
- (14) 第九十三条第二項を次のように改める。
 - 2 前項の規定は、公職の候補者が当該候補者たることを辞した場合(第九十一条(公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合)の規定に該当するに至つた場合を含む)に、準用する。
- (15) 第九十六条中「第二百二条(選挙の効力に関する異議の申立及び訴訟)、第二百三条(選挙の効力に関する訴訟) 第一項、第二百四条(選挙の効力に関する訴訟)」を削る。
- (16) 第九十七条第一項中「第二百三条(兼職禁止の職を辞さない場合)」を「第二百三条(当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例) 第二項及び第四項」に改める。
- (17) 第二百三条の見出しを「当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例」に改め、同条第一項を次のように改める。
 - 当選人で、法律の定めるところにより当該選挙にかかる議員、長又は委員と兼ねることができない職に在る者が、第一百一条第二項(当選人決定の告知)の規定により当選の告知を受けたときは、その告知を受けた日にその職を辞したものとみなす。

同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

- 2 第九十六条(当選人の更正決定)、第九十七条(当選人の繰上補充)又は第一百十二条(議員、長又は委員の欠けた場合等の繰上補充)の規定により当選人と定められた者で、法律の定めるところにより当該選挙にかかる議員、長又は委員と兼ねることができない職に在るものが第一百一条第二項の規定により当選の告知を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)に対し、その告知を受けた日から五日以内にその職を辞した旨の届出をしないとときは、その当選を失う。同条第三項の次に次の一項を加える。

- 4 一の選挙につき第九十六条、第九十七条又は第一百十二条の規定により当選人と定められた者が、他の選挙につき第八十六条(公職の候補者の立候補の届出等) 第一項から第四項まで及び第六項の規定による届出又は推薦届出のあつたものであるときは、第九十一条(公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合) 又は第一項の規定にかかわらず、第一百一条第二項の規定により一の選挙の当選の告知を受けた日から五日以内にその選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)にその当選を辞する旨の届出をしないとときは、他の選挙についてその公職の候補者たることを辞したものとみなし又はその当選を失う。

- (18) 第二百五条第一項中「前二条」を「第百三条(当選人が兼職禁止の職にある場合の特例)第二項及び第四項並びに前条」に改め、第二項中「前二条」を「第百三条第二項及び第四項並びに前条」に改める。
- (19) 第七条中「第二百五十一条第一項前段(当選人の選挙犯罪の場合)」を「第二百五十一条(当選人の選挙犯罪に因る当選無効)」に改める。
- (20) 第九条第三号中「第百三条(兼職禁止の職を辞さない場合)」を「第百三条(当選人が兼職禁止の職にある場合の特例)第二項及び第四項」に、第五号中「第二十條(選挙運動の法定支出超過額の場合)」、第二十一条(選挙運動総括主宰者の選挙犯罪の場合)又は第二十二条(出納責任者の報告義務違反の場合)」を「第二十一条(総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪の場合)」に、第六号中「第二百五十一条第一項前段(当選人の選挙犯罪の場合)」を「第二百五十一条(当選人の選挙犯罪に因る当選無効)」に改める。
- (21) 第十條第一項第四号中「第百十三條第四項」を「第百十三條第五項」に改める。
- (22) 第十一條に次の一項を加える。
- 3 地方自治法第九十一条第四項(議員の定数の増加)の規定により市町村の議会の議員の定数を増加した場合においては、当該条例施行の日から五日以内、その市町村の議会の議長から当該市町村の選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。
- (23) 第十三條の見出しを「(補欠選挙及び増員選挙)」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」

- に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を第三項とし、第三項を第四項とし、第四項但書中「第百九條」を「第百十條」に改め、同項を第五項とし、第一項の次に次の一項を加える。
- 2 第十一條第三項(定数増加の通知)の規定による通知を受けた場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し、増員選挙を行わせなければならない。
- (24)(25) 第十五條第一項第三号中「又は補欠選挙」を「補欠選挙又は増員選挙」に改める。
- (26) 第十六條第一項中「第百十三條第一項(補欠選挙)」の下に「若しくは第二項(増員選挙)」を加え、第二項中「第百十三條第四項」を「第百十三條第五項」に改める。
- (設置選挙)
- 第十七條 市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の議会の議員、長及び教育委員会の委員についてそれぞれ選挙の期日を定めてこれを告示し、一般選挙、長の選挙及び定例選挙を行わせなければならない。
- (27) 第三十一條に次の一項を加える。
- 4 第一項及び第二項の規定により設置する選挙事務所については、当該選挙事務所の設置者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)が交付する標札を、選挙事務所を表示するために、その入口に掲示しなければならない。
- (28) 第三十四條第一項中「又は第百三十二條(選挙当日の選挙事務所の制限)」を「第百三十一條公職選挙法の一部を改正する法律(二〇七)

第四項（選挙事務所の表示）又は第三百三十二条（選挙当日の選挙事務所の制限）に改め、「中央選挙管理会」の下に「又は当該選挙事務所を設置した都道府県の選挙管理委員会」を加える。

(29) 第三百三十七条の二の次に次の一条を加える。

（選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止）

第三百三十七条の三 第二百五十二条（選挙犯罪に因る処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができない。

(30) 第三百三十九条中「飲食物」の下に「湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除く。」を加え、同条但書を次のように改める。

但し、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し、公職の候補者一人について、当該選挙の選挙運動の期間中、第九十七条の二（実費弁償及び報酬の額）第一項第一号の規定により定められた弁当料の範囲内で、且つ、両者を通じて十五人分（四十五食分）（第三十一条（選挙事務所の数）の規定により設置することができる選挙事務所の数が一を超える場合においては、その一を増すごとにこれに六人分（十八食分）を加えたもの）に、当該選挙につき選挙期日の公示又は告示のあつた日からその選挙の期日の前日までの期間の日数を乗じて得た数分を超えない範囲内で、選挙事務所において食事するために提供する弁当（選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者が携行するために提供された弁当を含む。）については、この限りでない。

(31) 第四百十条の次に次の一条を加える。

（連呼行為の禁止）

第四百十条の二 何人も、選挙運動のため、連呼行為をすることができない。但し、演説会場及び街頭演説（演説を含む。）の場所においてする場合は、この限りでない。

(32) 第四百十一条第一項に次の但書を加える。

但し、拡声機については、個人演説会（第六十一条（公営施設使用の個人演説会）に規定する施設及びこれらの施設以外の施設を使用してする演説会（演説を含む。）をいう。）の開催中、その会場において別に一揃を使用することを妨げるものではない。

同条第一項第一号中「自動車」を「自動車（その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。以下同じ。）」に、「拡声機二揃」を「拡声機一揃」に改め、第二項及び第四項を削り、第三項中「第一項」を「前項本文」に、「前項の証明書を常時携帯するとともに、その使用する自動車、拡声機又は船舶には」を「その使用する自動車、拡声機又は船舶に」に改め、同項を第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 第一項の自動車は、乗用自動車又は小型貨物自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第三条の規定に基き定められた小型自動車に該当する貨物自動車をいう。以下本項中同じ。）に限るものとする。但し、積雪、泥ねい等の悪路その他やむを得ない事情により乗用自動車及び小型貨物自動車の運行が不可能である場合においては、これらの自動車以外の貨物自動車

を使用することができる。

(33) 第四百一条の次に次の二条を加える。

(自動車等の乗車制限)

第四百一条の二 前条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に乗車又は乗船する者は、運転手(その交代要員を含め二人に限る。以下本条中同じ。)及び船員を除き、自動車一台又は船舶一隻について、四人を超えてはならない。

2 前条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に乗車又は乗船する者(運転手及び船員を除く。)は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)の定めるところにより、一定の腕章を着けなければならない。

(車上の選挙運動の禁止)

第四百一条の三 何人も、第四百一条(自動車、拡声機及び船舶の使用)の規定により選挙運動のために使用される自動車の上においては、選挙運動をすることができない。但し、停止した自動車の上において選挙運動のための演説をすることは、この限りでない。

(34) 第四百十三条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 削除

三 削除

同条第四項中「立札及び看板の類」を「ポスター(同項第五号のポスターを除く。)、立札及び看

板の類」に改める。

(35) 第四百十五条第二項中「その管理者(居住者を含む。)」を「その居住者、居住者がない場合にはその管理者」に改める。

(36) 第四百十八条第二項中「選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)において」を「都道府県の選挙管理委員会」に改め、第三項中「選挙運動の期間中」の下に「及び選挙の当日」を加える。

(37) 第四百十九条第一項中「命令で定める同一寸法で」を「命令で定めるところにより、同一寸法で」に、「参議院全国選出議員の選挙にあつては二回」を「衆議院議員及び参議院地方選出議員の選挙にあつては二回、参議院全国選出議員の選挙にあつては三回」に改め、同条第二項中「第四百二十二条(文書図画の頒布)」の下に「又は第四百十三条(文書図画の掲示)」を加え、「新聞販売」を「新聞紙の販売」に、「頒分する」を「頒布し又は都道府県の選挙管理委員会の指定する場所に掲示する」に改める。

(38) 第五十一条の三中「有線電気通信設備」を「広告放送設備、共同聴取用放送設備その他の有線電気通信設備」に改める。

(39) 第五十三条に次の一項を加える。

4 立会演説会の開催については、事情の許す限り、その回数を多くするように努めなければならない。

- (40) 第五十四条の見出し中「演説者」の下に「及び録音盤の使用禁止」を加え、同条に次の一項を加える。
- (41) 立会演説会においては、選挙運動のため、録音盤を使用して演説をすることができない。
- 2 第五十五条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
- 2 前項の場合において必要があるときは、都道府県の選挙管理委員会は、立会演説会の実施につき、班別編成の方法を採用することができる。
- (42) 第五十六条の見出し中「立会演説会」を「班別編成によらない立会演説会」に改め、同条第一項中「立会演説会に加わろうとする」を「班別編成の方法によらない場合の立会演説会に加わろうとする」に改める。
- (43) 第五十六条の次に次の一条を加える。
(班別編成による立会演説会への参加)
- 第五十六条の二 班別編成の方法による場合の立会演説会に加わろうとする公職の候補者は、都道府県の選挙管理委員会に、その指定する期日までに、その旨を申し出なければならない。
- 2 前項の期間内に申出のあつた公職の候補者については、その所属の班及び最初に行われる立会演説会における演説の順序は、都道府県の選挙管理委員会がくじで決定する。この場合においては、併せてその者の演説をすることができる立会演説会の日及び会場を決定する。

- 3 第二回以後に行われる立会演説会における公職の候補者の演説の順序は、前回の第一順位の者を最後の順位とし、第二順位以下の者を順次一順位ずつ繰り上げたものによる。
- 4 前条第五項の規定は、第二項の規定による決定があつた場合について、準用する。
- (44) 第五十七条第一項中「前条第一項の規定による」を「第五十六条第一項(班別編成によらない立会演説会への参加)又は前条第一項の規定による」に改め、「前条第一項の例により、」を削り、第二項中「の順位」を削り、第三項中「前条」を「第五十六条」に改める。
- (45) 第六十条中「前八条」を「前九条」に改める。
- (46) 第六十条の二第二項中「立会演説会における演説者」の下に「及び録音盤の使用禁止」を加える。
- (47) 第六十一条第一項第一号中「学校(学校教育法第一条に規定する学校をいう。)」の下に「及び公民館(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十一条に規定する公民館をいう。)」を加える。
- (48) 第六十四条の二第二項中「選挙運動のためにする座談会、候補者が共同して行う演説会及び候補者のために合同して行う演説会」を「選挙運動のためにする座談会及び候補者が相互に意思を通じ共同して行う演説会」に、第八項中「千二百枚」を「三千枚」に改め、同条に次の一項を加える。
- 11 第七項の演説会告知用のポスターは、その掲示箇所を移動して再び掲示し、当該個人演説会以外の個人演説会の告知のために再び掲示し又は個人演説会の告知以外の選挙運動のために掲示する。

ることができなく。

(49) 第六十四条の三に次の一項を加える。

2 公職の候補者以外の者が二人以上の公職の候補者の合同演説会を開催することは、前項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

(50) 第六十四条の四の見出し中「個人演説会」の下に「及び街頭演説」を加え、同条中「においては」を「及び街頭演説においては」に改める。

(51) 第六十四条の五第一項中「証明書を携帯する者が現在し、且つ、同項に規定する」を削り、第二項中「発行する証明書及びその」を削り、第三項中「証明書及び」及び「各」を削り、第四項中「証明書及び」を削る。

(52) 第六十四条の六を次のように改める。

(夜間の街頭演説の禁止)

第六十四条の六 何人も、午後九時から翌日午前六時までの間は、選挙運動のため、街頭演説をすることができなく。

(53) 第六十四条の七の見出しを「参議院全国選出議員の選挙における街頭演説の特例」に改め、同条中「前二条」を「第六十四条の五(街頭演説)」に改める。

(54) 第六十四条の八の見出しを「街頭演説の場合の選挙運動員等の制限」に改め、同条第一項中「及び第六十四条の六(連呼行為の制限)」及び「及び連呼行為」を削り、「労務を提供する者」

の下に「(船員を除く。)」を加える。

(55) 第六十五条中「立会演説会が開催される当日には」を「立会演説会の開催予定時刻の二時間前からその終了予定時刻の二時間後までの間は」に改め、「選挙運動のためにする演説会」の下に「演説を含む。」を加える。

(56) 第六十五条の次に次の一条を加える。

(近接する選挙の場合の演説会等の制限)

第六十五条の二 何人も、二以上の選挙が行われる場合において、一の選挙の選挙運動の期間が他の選挙の選挙の期日にかかる場合においては、その当日当該投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所を設けた場所の入口から三町以内の区域において、選挙運動のためにする演説会(演説を含む。)を開催することができない。選挙運動のために街頭演説をすることも、また同様とする。第六十六条第一号中「建物」の下に「(公営住宅を除く。)」を加える。

(57) (58) (59) 第六十七条第一項に後段として次のように加える。

この場合において衆議院議員及び参議院(地方選出)議員の選挙については、公職の候補者の写真を掲載しなければならない。

(60) 第六十八条第一項中「掲載文」の下に「(衆議院議員及び参議院地方選出議員の選挙については併せて写真を添附するものとする。)」を加え、同条第二項中「千五百」を「二千」に、「五百」を「六

公職選挙法の一部を改正する法律(二〇七)

百」に改める。

(61) 第六十九條第四項中「政見」の下に「写真」を加える。

(62) 第七十條中「五日」を「二日」に改める。

(63) 第七十四條第三項中「掲載の順序は、」の下に「開票区（参議院全国選出議員の選挙については都道府県）ごとに定めるものとし、」を、「市町村の選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については都道府県の選挙管理委員会）」を加え、「二日」を「三日」に、「前日」を「前二日」に改める。

(64) 第七十五條の二第二項中「市町村の選挙管理委員会がくじで定める」を「第七十四條第三項（氏名等の掲載の順序）の規定により定められた順序による」に改め、第三項を削り、第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を第三項とする。

(65) 第七十七條第二項中「通常葉書の交付を受けた者」の下に「第六十四條の二第八項（個人演説会告知用ポスター）及び第二百一條の三第二項（個人演説会告知用ポスターの特例）の規定により個人演説会告知用ポスターの交付を受けた者」を、第三項中「通常葉書の交付を受けた者」の下に「第六十四條の二第八項及び第二百一條の三第二項の規定により個人演説会告知用ポスターの交付を受けた者、」を加える。

(66) 第七十八條第四号を第五号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同条第三号の次に次の一号を加える。

(67) 四 第五十一條の三（選挙運動放送の制限）に掲げる放送設備を利用して放送すること。
第八十三條の次に次の一條を加える。

（出納責任者の届出の効力）

第八十三條の二 第八十條（出納責任者の選任及び届出）第三項及び第四項、第八十二條（出納責任者の異動）又は前条第二項及び第三項の規定による届出書類を郵便で差し出す場合において、引受時刻証明の取扱でこれを郵便局に托したときをもつて、これらの規定による届出があつたものとみなす。

(68) 第八十四條中「（その職務を代行する者を含む。）」を「（出納責任者に代つてその職務を行う者を含む。第九十條（出納責任者の事務引継）の規定を除き以下同じ。）」に、「前条」を「第八十三條（出納責任者の職務代行）」に改め、同条後段を削る。

(69) 第八十七條第一項中「（出納責任者に代つてその職務を行う者を含む。）」を削る。

(70) 第九十六條中「前二條」の下に「及び第二百一條の四（選挙運動に関する支出金額の特例）」を加える。

(71) 第九十七條第二項中「第一項」を削り、「自動車」の下に「及び船舶」を加える。

(72) 第九十七條の二を次のように改める。

（実費弁償及び報酬の額）

第九十七條の二 選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償並びに選挙運動の

ために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額については、左の各号に定める基準に従い、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)が定める。

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額の基準

(イ) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した二等又は三等運賃等の額

(ロ) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した二等又は三等運賃等の額

(ハ) 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額

(ニ) 宿泊料(食事料二食分を含む。) 一夜につき八百円

(ホ) 弁当料 一食につき百円、一日につき三百円

(ヘ) 茶菓料 一日につき三十円

二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額の基準

(イ) 基本日額 三百五十円以内

(ロ) 超過勤務手当 一日につき右の額の五割以内

三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額の基準

(イ) 鉄道賃、船賃及び車賃 第一号(イ)、(ロ)及び(ハ)に掲げる額

(ロ) 宿泊料(食事料を含まない。) 一夜につき六百円

2 選挙運動に従事する者又は選挙運動のために使用する労務者に対し、第三百三十九条但書(弁当の提供)の規定により弁当を提供した場合においては、その者に支給することができる弁当料の額又は報酬の基本日額は、前項第一号又は第二号の規定により定められた一日についての弁当料の額又は報酬の基本日額から提供した弁当の実費に相当する額を差し引いたものとする。

(73)

第九十八條 削除

(74)

第九十九條を次のように改める。

(特定の寄附の禁止)

第九十九條 衆議院議員及び参議院議員の選挙に関しては国又は公共企業体(日本国有鉄道、日本専売公社及び日本電信電話公社をいう。)と、地方公共団体の議会の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙に関しては当該地方公共団体と、請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、当該選挙に関し、寄附をしてはならない。

(75)

第九十九條の次に次の二條を加える。

(公職の候補者等の寄附の禁止)

第九十九條の二 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)は、当該選挙に関し、当該選挙区(選挙区がないときは選挙の行われる区域)内にある者に対し、寄附をしてはならない。但し、政党その他の政治団体又はその支部に対し寄附をする場合は、この

限りでない。

2 前項本文の規定の適用については、当該選挙区(選挙区がないときは選挙の行われる区域)内にある者に対してする通常一般の社交の程度を超える寄附は、当該選挙に關しする寄附とみなす。
(公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止)

第九十九の三 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)が取締役、監査役、理事、代表者その他これらに準ずる責任者である会社その他の法人又は団体は、当該選挙に關し、当該選挙区(選挙区がないときは選挙の行われる区域)内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならない。但し、政党その他の政治団体又はその支部に対し寄附をする場合は、この限りでない。

(76) 第二百条第一項中「前条各号に掲げる者」を「第九十九条(特定の寄附の禁止)に規定する者」に、第二項中「前条各号に掲げる者(同条但書の規定に該当する場合を除く。)」を「第九十九条に規定する者」に改める。

第十四章の二の章名中「衆議院議員」の下に「及び参議院議員」を加える。

(77) 第二百一条の二中「衆議院議員」の下に「及び参議院議員」を加える。

(78) 第二百一条の三の見出し中「制限」を「特例」に改め、同条中「選挙運動」を「衆議院議員の選挙においては、選挙運動」に改め、同条に次の一項を加える。

2 衆議院議員の選挙においては、第六十四条の二第七項に規定するポスターは、公職の候補者一人について、五千枚を交付する。

(80) 第二百一条の四中「四円」を「七円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 参議院議員の選挙における第九十四条の規定による選挙運動に關する支出金額の算出の基準となるべき金額は、地方選出議員の選挙については、通常選挙における当該選挙区の議員の定数が一人の場合は一円七十五銭、二人以上の場合は一円六十五銭とし、全国選出議員の選挙については、二円六十五銭とする。

(81) 第二百一条の五の前に次の章名を加える。

第十四章の三 政党その他の政治団体の選挙における政治活動

(82) 第二百一条の五及び第二百一条の六を次のように改める。

(総選挙における政治活動の規制)

第二百一条の五 衆議院議員の総選挙においては、政党その他の政治団体は、その政治活動のうち、政談演説会及び街頭政談演説の開催並びに宣伝告知のための自動車の使用、ポスターの掲示及びビラ(これに類する文書図画を含む。以下同じ。)の頒布については、その選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り、これを行うことができない。但し、全国を通じて二十五人以上の所属候補者を有する政党その他の政治団体が、左の各号に掲げる政治活動につき、当該各号の規定によりする場合は、この限りでない。

公職選挙法の一部を改正する法律(二〇七)

- 一 政談演説会の開催については、一選挙区につき当該選挙区における所属候補者の数に相当する回数
- 二 街頭政談演説の開催については、第三号の規定により使用する自動車の停止した車上
- 三 政策の普及宣伝及び演説の告知のための自動車の使用については、政党その他の政治団体の本部及び支部を通じて次の区分による台数
 - (い) 所属候補者が二十五人以上百人未満の場合 三台以内
 - (ろ) 所属候補者が百人以上二百人未満の場合 五台以内
 - (は) 所属候補者が二百人以上三百人未満の場合 八台以内
 - (に) 所属候補者が三百人以上四百人未満の場合 十台以内
 - (ほ) 所属候補者が四百人以上の場合 十二台以内
- 四 ポスターの掲示については、政策の普及宣伝及び演説の告知用として一選挙区につきタブロイド型(長さ四十一センチメートル、巾二十八センチメートル)以内のもの千枚以内
- 五 ビラの頒布については、政談演説会の会場においてする頒布
- 2 前項但書の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体は、政令の定めるところにより、所属候補者の氏名を連記し、自治庁長官に申請して、その確認書の交付を受けなければならない。
- 3 自治庁長官は、前項の確認書を交付したときは、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知し

なければならぬ。

(通常選挙における政治活動の規制)

第二百一条の六 参議院議員の通常選挙においては、政党その他の政治団体は、その政治活動のうち、政談演説会及び街頭政談演説の開催並びに宣伝告知のための自動車の使用、ポスターの掲示及びビラの頒布については、その選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り、これを行うことができな。但し、全国を通じて十人以上の所属候補者を有する政党その他の政治団体が、左の各号に掲げる政治活動につき、当該各号の規定によりする場合は、この限りでない。

- 一 政談演説会の開催については、衆議院議員の一選挙区ごとに一回
- 二 街頭政談演説の開催については、第三号の規定により使用する自動車の停止した車上
- 三 政策の普及宣伝及び演説の告知のための自動車の使用については、政党その他の政治団体の本部及び支部を通じて次の区分による台数
 - (い) 所属候補者が十人以上三十人未満の場合 三台以内
 - (ろ) 所属候補者が三十人以上六十人未満の場合 五台以内
 - (は) 所属候補者が六十人以上百人未満の場合 八台以内
 - (に) 所属候補者が百人以上の場合 十台以内
- 四 ポスターの掲示については、政策の普及宣伝用及び演説の告知用として衆議院議員の一選挙区ごとにタブロイド型(長さ四十二センチメートル、巾二十八センチメートル)以内のもの千枚以内

公職選挙法の一部を改正する法律(二〇七)

- 五、ビラの頒布については、政談演説会の会場においてする頒布
- 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項但書の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体について、準用する。

(衆議院議員及び参議院議員の再選挙及び補欠選挙の場合の規制)

- 第二百一条の七 第二百一条の五(総選挙における政治活動の規制)の規定は、衆議院議員の再選挙又は補欠選挙について、準用する。この場合において同条第一項但書中「二十五人」とあるのは「一人」と読み替えるものとし、同項第三号に規定する自動車の台数は、所属候補者の数にかかわらず、一台とする。

- 2 前条の規定は、参議院議員の再選挙又は補欠選挙について、準用する。この場合において同条第一項但書中「十人」とあるのは「一人」と読み替えるものとし、同項第三号に規定する自動車の台数は、所属候補者の数にかかわらず、一台とする。

(都道府県知事及び市長の選挙の場合の規制)

- 第二百一条の八 第二百一条の五(総選挙における政治活動の規制)第一項及び第二項の規定は、都道府県知事及び市長の選挙について、準用する。この場合において同条第一項但書中「二十五人」とあるのは「一人」と、同項第一号中「一選挙区につき当該選挙区における所属候補者の数に相当する回数」とあるのは、都道府県知事の選挙については「衆議院議員の選挙区ごとに一回」と、市長の選挙については「当該選挙の行われる区域につき一回」と、同項第四号中「一選挙区

につき」とあるのは、都道府県知事の選挙については「衆議院議員の一選挙区ごとに」と、市長の選挙については「当該選挙の行われる区域につき」と、第二項中「自治庁長官」とあるのは「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」とそれぞれ読み替えるものとし、第一項第三号に規定する自動車の台数は、所属候補者の数にかかわらず、一台とする。

(政治活動の態様)

- 第二百一条の九 本章の規定による政談演説会においては、政策の普及宣伝の外、第六十四条の三(他の演説会の禁止)の規定にかかわらず、当該政党その他の政治団体の所属候補者の推薦、支持その他選挙運動のための演説をすることができ。但し、公職の候補者は、当該選挙区(選挙区がないときは選挙の行われる区域をいう。以下本章中同じ)における政談演説会においては、選挙運動のための演説をすることができない。

- 2 公職の候補者は、本章の規定による当該選挙区における街頭政談演説においては、演説をすることができない。

- 3 第六十四条の六(夜間の街頭演説の禁止)の規定は、本章の規定による街頭政談演説について、準用する。

- 4 本章の規定による自動車には、自治庁長官(都道府県知事及び市長の選挙については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会)の定めるところの表示をしなければならぬ。

- 5 本章の規定によるポスターには、その掲示しようとする箇所所在する都道府県の選挙管理委

員会(市長の選挙については市の選挙管理委員会)の検印を受けなければならない。都道府県の選挙管理委員会が検印をする場合においては、衆議院議員の選挙区ごとに区分してしなければならない。

6 本章の規定によるポスターには、その表面に掲示責任者及び印刷者の氏名(法人にあつては名称)及び住所を記載しなければならない。

7 第四百十五条(ポスターの掲示箇所)の規定は、本章の規定によるポスターの掲示について、準用する。

(連呼行為及び候補者の氏名記載の禁止)

第二百一条の十 政党その他の政治団体は、各選挙につき、その選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り、政治活動のため、左の各号に掲げる行為をすることができない。但し、第一号の連呼行為については、本章の規定による政談演説会の会場及び街頭政談演説の場所においてする場合は、この限りでない。

一 連呼行為をすること。

二 いかなる名義をもつてするを問わず、掲示又は頒布する文書図画(新聞紙及び雑誌を除く。)に、当該選挙区の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載すること。

(政党その他の政治団体の機関紙誌)

第二百一条の十一 政党その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌については、衆議院議員、参

議院議員、都道府県知事又は市長の選挙における選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り、第四百八条第三項(新聞紙及び雑誌の定義)の規定を適用せず、当該選挙につき本章の規定により政治活動をすることができ、政党その他の政治団体の本部において直接発行し、且つ、通常の方法により頒布する機関新聞紙又は機関雑誌で、自治庁長官(都道府県知事及び市長の選挙については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会)に届け出たもの各一に限り、第四百八条第一項及び第二項の規定を適用する。

2 前項の届出には、当該機関新聞紙又は雑誌の名称並びに編集人及び発行人の氏名を記載しなければならない。

(83) 第二百八条第一項中「第百三条第一項(兼職禁止の職を辞さない場合の当選人の失格)」を「第百三条(当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例)第二項若しくは第四項」に改める。

(84) 第二百十條を次のように改める。

第二百十條 削除

(85) 第二百十一條を次のように改める。

(総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効の訴訟)

第二百十一條 選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者が第二百二十一条(買収及び利害誘導罪)、第二百二十二条(多数人買収及び多数人利害誘導罪)、第二百二十三条(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)又は第二百二十三條の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)の

公職選挙法の一部を改正する法律(二〇七)

罪を犯し刑に処せられたため、第二百五十一条の二（総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効）第一項の規定により当該当選人の当選を無効であると認める選挙人又は公職の候補者は、当選人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

- 2 出納責任者が第二百四十七条（選挙費用の法定額違反）の罪を犯し刑に処せられたため、第二百五十一条の二第二項（出納責任者の選挙費用の法定額違反に因る当選無効）の規定により当該当選人の当選を無効であると認める選挙人又は公職の候補者は、当選人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

- (86) 第二百十二条を次のように改める。
第二百十二条 削除

- (87) 第二百七条中「第二百十条（選挙運動の法定支出額超過の場合）、第二百十一条（選挙運動総括主宰者の選挙犯罪の場合）又は第二百十二条（出納責任者の報告義務違反の場合）」を「又は第二百十一条（総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪の場合）」に改める。

- (88) 第二百二十条第二項中「第二百十条（選挙運動の法定支出額超過の場合）、第二百十一条（選挙運動総括主宰者の選挙犯罪の場合）又は第二百十二条（出納責任者の報告義務違反の場合）」を「第二百十一条（総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪の場合）」に改める。

- (89) 第二百二十一条第二項、第二百二十三条第二項、第二百二十六条、第二百二十七条及び第二百三

十七条第四項中「官吏若しくは吏員」を「国若しくは地方公共団体の公務員」に改める。

- (90) 第二百二十一条に次の一項を加える。

3 公職の候補者、選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者が第一項の罪を犯したときは、四年以下の懲役若しくは禁錮又は七万五千円以下の罰金に処する。

- (91) 第二百二十二条に次の一項を加える。

3 公職の候補者、選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者が第一項の罪を犯したときは、六年以下の懲役又は禁錮に処する。

- (92) 第二百二十三条に次の一項を加える。

3 公職の候補者、選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者が第一項の罪を犯したときは、五年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

- (93) 第二百二十三条の二に次の一項を加える。

2 公職の候補者、選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者が前項の罪を犯したときは、六年以下の懲役又は禁錮に処する。

- (94) 第二百二十四条の次に次の一条を加える。

（おとり罪）

第二百二十四条の二 第二百五十一条の二第一項本文又は第二項前段（総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効）の規定に該当することにより公職の候補者の当選を失わせる目

公職選挙法の一部を改正する法律（二〇七）

的をもつて、当該公職の候補者以外の公職の候補者その他その候補者の選挙運動に従事する者と意思を通じて、当該公職の候補者の選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者を誘導し又は挑発してその者をして第二百二十一条(買収及び利害誘導罪)、第二百二十二条(多数人買収及び多数人利害誘導罪)、第二百二十三条(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)、第二百二十三条の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)又は第二百四十七条(選挙費用の法定額違反)の罪を犯させた者は、一年以上五年以下の懲役又は禁錮に処する。

2 選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者が、第二百五十一条の二第一項本文又は第二項前段の規定に該当することにより当該公職の候補者の当選を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者以外の公職の候補者その他その候補者の選挙運動に従事する者と意思を通じて、第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十三条の二又は第二百四十七条の罪を犯したときは、一年以上六年以下の懲役又は禁錮に処する。

(95) 第二百三十五条の二第二号中「第二百一条の六」を「第二百一条の十一」に改め、「選挙運動の期間中」の下に「及び選挙の当日」を加える。

(96) 第二百三十九条第一号中「又は第三百三十七条の二(未成年者の選挙運動の禁止)」を「第三百三十七条の二(未成年者の選挙運動の禁止)又は第三百三十七条の三(選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止)」に改める。

(97) 第二百三十九条の次に次の一条を加える。

(公務員等の地位利用による事前運動の制限違反)

第二百三十九条の二 左の各号の一に該当する者は、二年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

一 国又は地方公共団体の公務員でその地位を利用して第二百二十九条(選挙運動の期間)の規定に違反して選挙運動をした者

二 日本専売公社の役員若しくは職員又は日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社の経営委員会の委員、役員若しくは職員でその地位を利用して第二百二十九条の規定に違反して選挙運動をした者

(98) 第二百四十条第一号中「第三百三十一条」の下に「第一項から第三項まで」を加える。

(99) 第二百四十二条の見出しを「(選挙事務所の設置届出及び表示違反)」に改め、同条中「届出を怠つた者」の下に「又は第三百三十一条第四項(選挙事務所の表示)の規定に違反して標札を掲示しなかつた者」を加える。

(100) 第二百四十三条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第二百四十条の二(連呼行為の禁止)の規定に違反して連呼行為をした者

二の二 第二百四十一条の二(自動車等の乗車制限)第二項の規定に違反して乗車し又は乗船した者

二の三 第四百十一條の三(車上の選挙運動の禁止)の規定に違反して選挙運動をした者
同条第六号中「第二項」の下に「又は第四百九十九條第二項(新聞広告)」を、第八号中「第五十
四條」の下に「第一項」を、「演説をした者」の下に「又は第五百五十四條第二項(立会演説会にお
ける録音盤の使用禁止)(第六十條の二第二項において準用する場合を含む。)」の規定に違反して録
音盤を使用した者」を加え、第八号の二中「第十項(個人演説会場の掲示)」の下に「若しくは第十
一項(個人演説会告知用ポスター)」を加え、「ポスターの制限」を「第一項(ポスターの特例)」
に改める。

同条第八号の四中「第六十四條の五(街頭演説)第一項」の下に「又は第六十四條の七(参
議院全国選出議員の選挙における街頭演説の特例)」を加え、第八号の五を次のように改める。

八の五 削除

同条第八号の六中「標旗を要する選挙運動の運動員」を「街頭演説の場合の選挙運動員等の制限」
に改める。

同条第九号中「第六十五條(立会演説会開催当日の他の演説会等の制限)」の下に「又は第六
十五條の二(近接する選挙の場合の演説会等の制限)」を加える。

(101) 第二百四十四條第二号中「第三項又は第四項の規定に違反して証明書を携帯せず、表示をせず又
は呈示を拒んだ者」を「第二項の規定に違反して表示をしなかつた者」に改め、第五号の三中「証
明書又は」を削り、第六号中「第六十六條の二(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)」を「第百

六十四條の六(夜間の街頭演説の禁止)」に改める。

(102) 第二百四十六條の見出し中「規制違反」を「規制違反」に改め、同条但書中「第五号」の下に
「第五号の二」を加え、同条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第八十九條第一項(選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出)の規定に違反し
て報告書の提出を怠り又はこれに虚偽の記入をしたとき。

(103) 第二百四十七條を次のように改める。
(選挙費用の法定額違反)

第二百四十七條 出納責任者が、第九十六條(選挙運動に関する支出金額の制限額の告示)の規
定により告示された額を超えて選挙運動に関する支出をし又はさせたときは、三年以下の禁こ又
は五千円以上五万円以下の罰金に処する。

(104) 第二百四十八條中「(特定人の寄附の禁止)第一号及び第二号に掲げる者」を「(特定の寄附の禁
止)に規定する者(会社その他の法人を除く。)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 会社その他の法人が第九十九條の規定に違反して寄附をしたときは、その会社その他の法人
の役員員として当該違反行為をした者は、三年以下の禁こ又は五千円以上五万円以下の罰金に処
する。

(105) 第二百四十九條の次に次の二條を加える。
(公職の候補者等の寄附の制限違反)

公職選挙法の一部を改正する法律(二〇七)

第二百四十九条の二 第九十九条の二(公職の候補者等の寄附の禁止)の規定に違反して寄附をした者は、一年以下の禁錮又は一万五千円以下の罰金に処する。

(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)

第二百四十九条の三 会社その他の法人又は団体が第九十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止)の規定に違反して寄附をしたときは、その会社その他の法人又は団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、五千円以上五万円以下の罰金に処する。

(106) 第二百五十条第一項中「規正違反」を「規制違反」に、「報告書提出の義務違反」を「選挙費用の法定額違反」に、「前条」を「第二百四十九条(寄附の勧誘、要求等の制限違反)」に改め、同条第二項中「前条」を「第二百四十九条」に改める。

(107) 第二百五十一条を次のように改める。

(当選人の選挙犯罪に因る当選無効)

第二百五十一条 当選人がその選挙に關し本章に掲げる罪(第二百四十五条(選挙期日後の挨拶行為の制限違反)、第二百四十六条(選挙運動に關する収入及び支出の規制違反) 第二号から第九号まで、第二百四十八条(寄附の制限違反)、第二百四十九条(寄附の勧誘、要求等の制限違反)、第二百四十九条の二(公職の候補者等の寄附の制限違反) 及び第二百四十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反) の罪を除く。)を犯し刑に処せられたときは、その当選人の当選は、無効とする。

(総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効)

第二百五十一条の二 選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者が第二百二十一条(買収及び利害誘導罪)、第二百二十二条(多数人買収及び多数人利害誘導罪)、第二百二十三条(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)又は第二百二十三条の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選人の当選は、無効とする。但し、左の各号の一に該当する場合は、当該違反行為に關する限りにおいて、この限りでなく。

一 当該違反行為が選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者以外の者の誘導又は挑発によりなされ、且つ、その誘導又は挑発が本文の規定に該当することにより当該公職の候補者の当選を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者以外の公職の候補者その他その候補者の選挙運動に従事する者と意思を通じてなされたものであるとき。

二 選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者の当該違反行為が本文の規定に該当することにより当該公職の候補者の当選を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者以外の公職の候補者その他その候補者の選挙運動に従事する者と意思を通じてなされたものであるとき。

2 出納責任者が第二百四十七条(選挙費用の法定額違反)の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選人の当選は、無効とする。前項但書の規定は、この場合に準用する。

(108) 第二百五十二条第一項中「及び第二百四十五条(選挙期日後の挨拶行為の制限違反)」を「第二百四十五条(選挙期日後の挨拶行為の制限違反)、第二百四十九条の二(公職の候補者等の寄附の

制限違反)及び第二百四十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)に改める。

(109)

第二百五十二条の二を次のように改める。

(政党その他の政治団体の政治活動の規制違反)

第二百五十二条の二 政党その他の政治団体が第二百一条の五(総選挙における政治活動の規制)

第一項(第二百一条の七第一項(再選挙又は補欠選挙の場合の規制)及び第二百一条の八(都道府県知事及び市長の選挙の場合の規制)において準用する場合を含む。)、第二百一条の六(通常選挙における政治活動の規制)第一項(第二百一条の七第二項(再選挙又は補欠選挙の場合の規制)において準用する場合を含む。))又は第二百一条の十(連呼行為及び候補者の氏名記載の禁止)の規定に違反して政治活動をしたときは、その政党その他の政治団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、五千円以上十万円以下の罰金に処する。

2 左の各号の一に該当する行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第二百一条の九(政治活動の態様)第一項但書又は第二項の規定に違反して演説をしたとき。

二 第二百一条の九第三項において準用する第六十四条の六(夜間の街頭演説の禁止)の規定に違反して街頭政談演説をしたとき。

三 第二百一条の九第四項の規定に違反して表示をしなかつたとき。

四 第二百一条の九第五項若しくは第六項の規定又は第七項において準用する第四百四十五条(ポスターの掲示箇所)の規定に違反してポスターを掲示したとき。

(110)

第二百五十三条を次のように改める。

(罪の時効)

第二百五十三条 第二百三十六條(詐偽登録、虚偽宣言罪等)、第二百三十七條(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)第一項及び第二項、第二百三十七條の二(代理投票における記載義務違反)、第二百三十八條(立会人の義務懈怠罪)、第二百三十九條(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)、第二百三十九條の二(公務員等の地位利用による事前運動の制限違反)、第二百四十條(選挙事務所、休憩所等の制限違反)、第二百四十一條(選挙事務所設置違反、特定公務員等の選挙運動禁止違反)、第二百四十二條(選挙事務所の設置届出及び表示違反)、第二百四十三條(選挙運動に関する各種制限違反、その一)、第二百四十四條(選挙運動に関する各種制限違反、その二)、第二百四十五條(選挙期日後の挨拶行為の制限違反)、第二百四十九條の二(公職の候補者等の寄附の制限違反)並びに第二百四十九條の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)の罪の時効は、六箇月を経過することに因り完成する。但し、犯人が逃亡したときは、その期間は、一年とする。

2 第二百二十四條の二(おとり罪)の罪の時効は、二年を経過することに因り完成する。但し、犯人が逃亡したときは、その期間は、四年とする。

3 前二項に掲げる罪以外の本章の罪の時効は、一年を経過することに因り完成する。但し、犯人が逃亡したときは、その期間は、二年とする。

(111) 第二百五十三條の二第一項及び第二百五十四條中「規正違反」を「規制違反」に、及び第二百四十九條(寄附の勧誘、要求等の制限違反)を「第二百四十九條(寄附の勧誘、要求等の制限違反)」、第二百四十九條の二(公職の候補者等の寄附の制限違反)並びに第二百四十九條の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)に、「選挙運動を総括主宰した者」を「選挙運動を総括主宰した者若しくは田納責任者」に、「若しくは第二百二十三條の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)」を「第二百二十三條の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)」に、「(報告書提出の義務違反)」を「(選挙費用の法定額違反)」に改める。

(112) 第二百五十五條中「投票立会人」の下に「選挙人が指示する候補者一人の氏名を記載すべきものと定められた者はこれを第四十八條(代理投票)第二項の規定により候補者の氏名を記載すべきものと定められた者」を加える。

(113) 第二百六十三條第五號の次に次の二号を加える。
五の二 第三百三十一條第四項(選挙事務所の表示)の規定による標札に要する費用
五の三 第四百四十一條第二項(自動車、拡声機及び船舶の表示)の規定による表示に要する費用
同条第十号中「及び第六十四條の八(標旗を要する場合の運動員の腕章)」を「並びに第四百四十一條の二(自動車等の乗車制限)及び第六十四條の八(街頭演説の場合の選挙運動員等の制限)」に改め、第十號の三中「(個人演説会告知用ポスター)」の下に「及び第二百一十一條の三第二項(個人演説会告知用ポスターの特例)」を加える。

(114) 第二百六十四條第一項第一号中「第十号」を「第五號の三、第十号」に、第二項中「第六号」を「第五號の二、第六号」に改める。

(115) 第二百七十條の二中「選挙管理委員会」を「中央選挙管理会、選挙管理委員会」に改める。

(116) 第二百七十一條の二の次に次の一条を加える。
(再立候補の場合の特例)

第二百七十一條の三 公職の候補者たることを辞した(公職の候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む)後再び当該選挙の公職の候補者となつた者については、当該選挙の選挙運動及び選挙運動に関する収入、支出等に関し政令で特別の定をすることができる。

附則

1 この法律は、昭和三十年三月一日から施行する。但し、衆議院議員の選挙に関しては、同日前に総選挙の公示がなされたときは、改正後の公職選挙法のうち、第九十九條、第九十九條の二、第九十九條の三及び第二百三十九條の二の規定は当該総選挙の公示の日から、その他の規定は当該総選挙から施行する。

2 附則第六項の規定は、前項但書の総選挙の公示がなされたときは、前項本文の規定にかかわらず、当該総選挙の公示の日から施行する。

3 衆議院議員及び参議院議員の再選挙及び補欠選挙並びに地方公共団体の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙で、昭和三十年三月一日現在既に従前の公職選挙法の規定によりその選挙の期

公職選挙法の一部を改正する法律(二〇七)

日を告示してある選挙に関しては、なお従前の例による。

4 従前の公職選挙法の規定により行われた選挙に關してした行為及び附則第一項本文又は同項但書に規定するこの法律の施行の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 従前の公職選挙法の規定により行われた選挙に關する異議の申立、訴願及び訴訟については、なお従前の例による。

6 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十九条の表中

第二百五十五条

本章

最高裁判所裁判官国民審査法第七章

第二百五十三條第三項

本章

最高裁判所裁判官国民審査法第七章

に改める。

別記投票用紙様式中

都道府県印

を

都(道府県)(市)(区)(町)(村)選挙管理委員会印

に改める。

同様式備考第三号を次のように改める。

三 投票用紙におすべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会の印をもつてこれに代えても差し支えない。

同様式備考に次の一号を加える。

四 不正行為を防止することができると認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票用紙におすべき都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十五条第二項の市の選挙管理委員会の印を刷込式にしても差し支えない。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十九年十二月八日)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

選挙	衆議院議員選挙又は参議院地方選出議員選挙	都及び大都市の府県	その他の道及び県	百五十人未満	百五十人以上二百人未満	二百人以上二百五十人未満	二百五十人以上三百人以上
	地域又は候補者数	都及び大都市の府県	その他の道及び県	百五十人未満	百五十人以上二百人未満	二百人以上二百五十人未満	二百五十人以上三百人以上
(一)	二十万以上	円	七、八四	八、一八	九、七九	一、一五〇	一、三、一一
(二)	二十万未満	円	七、八四	八、一八	九、七九	一、一五〇	一、三、一一

(一)	二十万以上	—	七、三八	七、九二	九、四九	一一、二〇	一二、八六	一四、四七
(二)	三十万以上	—	七、〇〇	七、七二	九、二三	一一、九五	一二、六〇	一四、〇七
(三)	四十万以上	—	六、七四	六、七三	七、四二	八、九八	一〇、五九	一二、三〇
(四)	五十万以上	—	五、八六	五、八五	七、二一	八、七七	一〇、四八	一二、〇九
(五)	五十万以上	—	五、八六	五、八五	七、二一	八、七七	一〇、四八	一二、〇九
(六)	七十万以上	—	五、六七	五、六六	七、〇〇	八、五六	一〇、二二	一二、七八
(七)	七十万以上	—	五、六七	五、六六	七、〇〇	八、五六	一〇、二二	一二、七八
(八)	百万以上	—	四、八〇	四、八〇	六、九四	八、五五	一〇、二二	一二、七七
(九)	百万以上	—	四、八〇	四、八〇	六、九四	八、五五	一〇、二二	一二、七七

第九条中第六項を第七項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 拡声機の設備がある演説会場又はその場所を使用する集会において臨時に拡声機の取付けをすることを例とする演説会場において拡声機を使用して演説会を開催するときは、その拡声機の使用料として五百円を加算する。

第九条の三を次のように改める。

(個人演説会告知用ポスター費)

第九条の三 衆議院議員又は参議院地方選出議員の選挙において候補者が使用する個人演説会の告知のためのポスターの経費の額は、候補者一人につき、衆議院議員の選挙にあつては一万八千三百円、

参議院地方選出議員の選挙にあつては一万九百八十円とする。

第十条第三項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

7 特に交通の不便な島について、自治庁長官が都道府県又は市町村の選挙管理委員会において選挙事務のため船舶を借り上げる必要があると認める場合においては、当該船舶の借上料を加算する。附則に次の一項を加える。

3 当分の間、第十八条第一項中「第四条から前条までの規定によつて算出した各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内に在る市区町村の選挙管理委員会において要する経費」とあるのは、「第四条から前条までの規定によつて算出した各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内に在る市区町村の選挙管理委員会において要する経費の額の百分の九十五に相当する額」と読み替えるものとする。

附 則

この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百七号)の施行の日から施行する。

自衛隊法の一部を改正する法律(三〇九) 昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律(三一〇)

四八

自衛隊法の一部を改正する法律(昭和二十九年十二月八日)(法律第二百九号)

自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「第四管区隊第四管区総監部 福岡県筑紫郡春日町」を「第四管区隊第四管区総監部 第五管区隊第五管区総監部 第六管区隊第六管区総監部」

福岡県筑紫郡春日町
北海道河西郡西村
宮城県宮城郡多賀城町」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行の日から昭和二十九年十二月十九日までの間は、改正後の自衛隊法別表第一中「宮城県宮城郡多賀城町」とあるのは、「福島県信夫郡荒井村」と読み替えるものとする。

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律(昭和二十九年十二月八日)(法律第二百十号)

(交付税の総額の特例)

第一条 昭和二十九年年度に限り、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号。以下「法」とい

う)第六条第一項の規定にかかわらず、所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の十九・八七四並びに酒税の収入額の百分の二十をもつて地方交付税(以下「交付税」という。)とする。

2 昭和二十九年年度に限り、当該年度分として交付すべき交付税の総額は、法第六条第二項の規定にかかわらず、当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の十九・八七四並びに酒税の収入見込額の百分の二十に相当する額の合算額とする。

(交付税の種類ごとの総額の特例)

第二条 昭和二十九年年度に限り、当該年度分として交付すべき普通交付税の総額は、法第六条の第二項の規定にかかわらず、所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の十九・〇六〇七二二三並びに酒税の収入見込額の百分の二十に相当する額の合算額の百分の九十二に相当する額とする。

2 昭和二十九年年度に限り、当該年度分として交付すべき特別交付税の総額は、法第六条の第二第三項の規定にかかわらず、前条第二項に規定する額から前項に規定する額を控除した額とする。

3 昭和二十九年年度に限り、法第十条第二項本文の規定により各地方団体について算定した基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額(以下「財源不足額」という。)の合算額が当該年度分として交付すべき普通交付税の総額をこえるため、法第六条の第三第一項本文の規定により当該こえる額を特別交付税の総額から減額する場合においては、その減額すべき額は、同条同項ただし書の規定にかかわらず、所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の十九・〇六〇七二二三並びに酒税の収入見込額の百分の二十に相当する額の合算額の百分の二に相当する額をこえてはならないものとする。

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律(二一〇)

四九

る。

(普通交付税の額の算定の特例)

第三条 昭和二十九年年度に限り、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が当該年度分として交付すべき普通交付税の総額をこえるため、法第六条の三第一項本文の規定により当該こえる額を特別交付税の総額から減額すべき場合において、その減額すべき額が所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の十九・〇六〇七二二三並びに酒税の収入見込額の百分の二十に相当する額の合算額の百分の二に相当する額をこえるときは、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、法第十条第二項ただし書の規定にかかわらず、次の式により算定した額とする。

当該地方団体の財源不足額 — 当該地方団体の基準財政需要額 × $\frac{\text{財源不足額の合算額} - \text{所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の十九・〇六〇七二二三並びに酒税の収入見込額の百分の二十に相当する額}}{\text{基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体の基準財政需要額の合算額}}$ × 百分の九十四

2 昭和二十九年年度に限り、法第十条第五項の規定にかかわらず、所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の十九・〇六〇七二二三並びに酒税の収入見込額の百分の二十に相当する額の合算額の百分の九十四に相当する額が前項の規定により算定した各地方団体に対して交付すべき普通交付税の合算額に満たない場合においては、当該不足額は、当該年度の特別交付税の総額の一部をもつて充てるものとする。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年年度分の地方交付税について適用する。
- 2 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百一号)の一部を次のように改正する。
附則中第三項を削り、第四項を第三項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律(昭和二十九年十二月八日法律第二百一十一号)

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「昭和三十年一月一日」を「昭和三十一年四月一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律(二一一)

労働組合法の一部を改正する法律(昭和二十九年十二月八日)
法律第二百十二号

労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。
第十九条第二十一項中「各七人、五人又は三人」を「各七人又は五人」に、「公益委員の数が五人又は三人」を「公益委員の数が五人」に改める。

附則

- 1 この法律の施行の期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める。
- 2 この法律の施行の際現に使用者を代表する委員、労働者を代表する委員及び公益を代表する委員の定数が各三人である地方労働委員会については、その委員の定数は、この法律の施行後新たに委員(補欠の委員を除く。)が任命される日の前日までは、なお、従前の例によるものとする。
- 3 前項の地方労働委員会の委員であつて、当該地方労働委員会の委員の定数のうち労働組合法第十九条第二十一項の改正規定により増加した数を充当するため新たに任命されたものの任期は、同項において準用する同条第二十一項本文の規定にかかわらず、任命の日から、その任命の際現に当該地方労働委員会の委員である者の任期満了の日までとする。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改

正する法律(昭和二十九年十二月八日)
法律第二百十三号

交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三百三号)の一部を次のように改正する。
第四条を次のように改める。

(一般会計からの繰入金)

第四条 政府は、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の二十二に相当する金額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における地方交付税法による地方交付税に相当する金額で、まだこの会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該合算額から当該前年度以前の年度において当該地方交付税に相当する金額をこえてこの会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額を、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 昭和二十九年年度に限り、改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法第四条中「所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の二十二」とあるのは、「所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の十九・八七四並びに酒税の収入見込額の百分の二十」と読み替えるものとする。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律(二二三)

漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について
生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律(二二四) 五四

漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与 保険の再保険事業について生じた損失をうめる ための一般会計から繰入金に関する法律

(昭和二十九年十二月八日)
法律第二百十四号

政府は、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第三条第三項の特殊保険の再保険事業に
ついて昭和二十八年度における保険事故の異常な発生により生じた損失をうめるため、並びに漁船乗
組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百十二号)第三条の給与保険の再保険事業について昭和二十
八年度及び昭和二十九年年度における保険事故の異常な発生により生じた損失をうめるため、昭和二十
九年度において、一般会計から、漁船再保険特別会計の特殊保険勘定に九千四百万円、同会計の給与
保険勘定に千五百万円を限り繰り入れることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんす るための一般会計から繰入金に関する法律 の一部を改正する法律

(昭和二十九年十二月八日)
法律第二百十五号

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律(昭
和二十九年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一項中「五十五億円」を「六十七億円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の 被害農家に対する資金の融通に関する特別措置 法の一部を改正する法律

(昭和二十九年十二月八日)
法律第二百十六号

昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法
農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から
繰入金に関する法律(二一五)
昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金
の融通に関する特別措置法の一部を改正する法律(二一六)

昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正する法律(二一六)

五六

(昭和二十九年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

題名中「四月及び五月」を「四月、五月及び六月」に改める。

第一条中「四月及び五月」を「四月、五月及び六月」に、「同年五月」を「同年五月及び六月」に改める。

第二条第一項中「四月及び五月」を「四月、五月及び六月」に、「同年五月」を「同年五月及び六月」に、「同条第二項中「昭和二十九年九月三十日」を「昭和三十年一月三十一日」に改める。

第四条第一項中「四億五千万円」を「六億五千万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十八年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法」を「昭和二十九年四月、五月及び六月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法」に、「昭和二十九年九月三十日」を「昭和三十年一月三十一日」に改める。

昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害 小企業者に対する資金の融通に関する特別措置

法(昭和二十九年十二月八日
法律第二百十七号)

(目的)

第一条 この法律は、昭和二十九年八月及び九月の風水害(以下「風水害」という。)によつて損害を受けた小企業者に対する復旧事業資金の融通について利率の引下の措置を講ずることにより、損害の復旧の促進と経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「被害小企業者」とは、商工業その他政令で定める事業を行う小規模の事業者(常時使用する従業員の数が十五人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、三人)以下の会社又は個人をいう。)又は中小企業等協同組合であつて、政令で指定する地域内に事業所を有し、かつ、風水害によつて損害を受けたものをいう。

2 この法律で「復旧事業資金」とは、金融機関(銀行、無尽会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫及び信用協同組合をいう。以下同じ。)が、被害小企業者に対し、その損害の復旧に必要な事業資金(企業組合以外の中小企業等協同組合については、共同施設に係るものに限る。)とし

昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法(二一七)

五七

昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法(二一七)

五八

て、被害小企業者一人につき総額二十万円(企業組合以外の中小企業等協同組合については、百万円)の範囲内で、償還期限を六月以上三年以内とし、その金融機関が通常それと同種類の貸付を行う場合の利率より次条の規定によつて都道府県がその金融機関に補給する金額を基礎として算出した利率だけ引き下げた利率で昭和三十年三月三十一日までに貸し付けるものをいう。

(国庫補助)

第三條 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で、都道府県が金融機関との契約により、その金融機関に対しその貸し付けた復旧事業資金につき年五分以内で政令で定める利率を適用して計算した金額に相当する金額の利子補給を行う場合におけるその利子補給に要する経費の二分の一の金額を補助する。

2 前項の規定により政府が都道府県に対し補助する場合におけるその補助に係る復旧事業資金の総額は、五億円を限度とする。

(補助金の打切又は返還)

第四條 政府は、都道府県がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したときは、その都道府県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることが出来る。

(政令への委任)

第五條 この法律に定めるものの外、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に関する特別措置法

(昭和二十九年十二月十五日
法律第二百十八号)

1 農林大臣は、北海道の市町村で昭和二十九年四月一日以降発生した災害によりその区域内において災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)に基き救助が行われたものに対して、北海道における国有林野(国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条に規定する国有林野をいう。)の樹木で昭和二十九年五月及び九月の暴風雨によつて著しい被害を受けたもの又はこれを材料とする製品(以下「風害木等」という)を売り払う場合において、次の各号の一に該当するときは、担保の提供を免除し、かつ、利息を附さないで、三年以内の延納の特約をすることが出来る。

一 その市町村が、その災害により被害を受けた公用若しくは公共用の施設の復旧又はその災害による被害者を受容するための公営住宅の建設の用に供するため、風害木等の売払を受けようとするとき。

二 その市町村が、その災害による被害者の住宅又は政令で定める農林漁業用施設の復旧資材としてその被害者に売り渡すために必要な用材に充てるため、風害木等の売払を受けようとするとき。

北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に関する特別措置法(二一八)

五九

租税特別措置法の一部を改正する法律（二一九）

六〇

2 前項の延納の特約は、昭和三十一年四月一日以後は、することができない。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 本則の第一項各号の一に該当する場合において農林大臣がこの法律の施行前に同項の市町村とした風害木の売払の契約でこの法律の施行の際延納期限が到来していないものについては、農林大臣は、その契約の条件を変更して、担保の提供を免除し、利息を附さないものとし、及びその延納期間をその契約締結の日から三年以内の期間に延長することができる。

租税特別措置法の一部を改正する法律

（昭和二十九年十二月十五日）
法律第二百十九号

租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の九の次に次の二条を加える。

第七条の十 医業又は歯科医業を営む個人が、各年において、左の各号に掲げる給付又は医療若しくは助産につき支払を受けるべき金額がある場合においては、その年分の事業所得の計算上当該給付又は医療若しくは助産に係る経費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該支払を受けるべき金額の百分の七十二に相当する金額とする。

一 健康保険法、日雇労働者健康保険法、国民健康保険法、船員健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（日本専売公社法第五十一条、日本国有鉄道法第五十七条及び日本電信電話公社法第八十条において準用する場合を含む。以下本号において同じ。）、市町村職員共済組合法、私立学校教職員共済組合法、未帰還者留守家族等援護法、身体障害者福祉法、戦傷病者戦没者遺族等援護法又は児童福祉法の規定に基く療養の給付（健康保険法、日雇労働者健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、市町村職員共済組合法又は私立学校教職員共済組合法の規定によつて家族療養費を支給し、負担し、又は支払うべき被扶養者に係る療養を含むものとする。）、助産の給付、更生医療の給付又は育成医療の給付

二 生活保護法の規定に基く医療扶助のための医療又は出産扶助のための助産

三 精神衛生法又は結核予防法の規定に基く医療

第五条の五第二項の規定は、前項の場合については、これを準用する。

第七条の十一 医療法人が、各事業年度において、前条第一項各号に掲げる給付又は医療若しくは助産につき支払を受けるべき金額がある場合においては、当該事業年度の所得の計算上当該給付又は医療若しくは助産に係る経費として損金に算入する金額は、当該支払を受けるべき金額の百分の七十二に相当する金額とする。

第七条の七第八項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

附則

租税特別措置法の一部を改正する法律（二一九）

六一

昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律(二二〇)

六二

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の租税特別措置法第七条の十の規定は、個人の昭和二十九年分の所得税から適用し、改正後の同法第七条の十一の規定は、医療法人のこの法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税から適用し、個人の昭和二十八年分以前の所得税又は医療法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律

(昭和二十九年十二月十五日)
法律第二百二十号

米穀の生産者がその生産した昭和二十九年産の米穀を政府に売り渡した場合において、当該生産者が受けるその売渡に対する代金の金額が早期供出奨励金又は超過供出奨励金の金額を含むものであるときは、その代金の金額のうち、当該早期供出奨励金又は超過供出奨励金の金額に相当する金額は、当該生産者の昭和二十九年分又は昭和三十年分の所得の計算上、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第九条に規定する総収入金額に算入しない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法

(昭和二十九年十二月十五日)
法律第二百二十一号

(目的)

第一条 この法律は、昭和二十九年の台風第五号、台風第十二号、台風第十三号、台風第十四号若しくは台風第十五号(以下「台風」という。)又は同年の冷害(以下「冷害」という。)によつて損失を受けた農林業者に対する資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「被害農業者」とは、農業をおもな業務とする者であつて、台風及び冷害による農作物又は繭の減収がその農作物又は繭の平年の収穫量の百分の三十以上であり、かつ、台風及び冷害による農作物及び繭の減収による損失額がその者の農業による平年の総収入額の百分の十以上である旨の市町村長(全部事務組合又は役場事務組合のある地では、組合管理者。以下同じ。)の認定を受けたものをいい、「被害林業者」とは、林業をおもな業務とする者であつて、台風及び冷害による薪炭、木材、林業用種苗その他の林産物の損失額がその者の林業による平年の総収入額の百分の

昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法(二二一)

六三

昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法(二二二)

六四

十以上である旨又は台風により炭がまその他政令で定める林業施設が破損したため著しい被害を被つた旨の市町村長の認定を受けたものをいう。

2 この法律で「経営資金」とは、農業協同組合若しくは森林組合(以下「組合」という)又は金融機関が被害農業者又は被害農林業者(以下「被害農林業者」という)に対し、種苗、肥料、飼料、薬剤、薪炭原木等の購入資金、炭がまの構築資金その他農業経営又は林業経営に必要な資金(土地改良区の賦課金の納入のために必要な資金を含む)として昭和三十年七月三十一日までに貸し付ける資金で次の各号に該当するものをいう。

一 市町村長が認定する損失額を基準として政令の定めるところにより算出される額又は七万円(北海道にあつては十五万円)のどちらか低い額(牛又は馬を所有する被害農業者に貸し付けられる場合には、その額に更に三万円を加えた額)の範囲内のものであること。

二 償還期限が政令の定めるところにより五年以内のものであること。

三 利率が、次のイ又はロに該当する被害農林業者であつて台風及び冷害による農作物、藪又は林産物の減収による損失額がその者の農業又は林業による平年の総収入額の百分の五十以上である旨の市町村長の認定を受けたもの及び開拓地における被害農林業者に貸し付けられる場合は年三分五厘以内、その他の場合は年六分五厘以内のものであること。

イ 昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百三十四号)の規定により利

率年三分五厘以内の条件で同法にいう経営資金又は施設復旧資金の貸付を受けた者

ロ 昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百七十四号)の規定により利率年三分五厘以内の条件で同法にいう経営資金の貸付を受けた者

(国庫補助)

第三条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で次に掲げる経費の全部又は一部を補助する。

一 都道府県が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関に対しその貸し付けた経営資金(農業協同組合が農業協同組合連合会又は農林中央金庫から借り入れた資金をもつて貸し付けたものを除く。第三号、第五号及び第七号において同じ)につき利子補給を行う場合にその利子補給に要する経費

二 都道府県が、農業協同組合連合会若しくは森林組合連合会(以下「連合会」という)又は農林中央金庫との契約により、当該連合会又は農林中央金庫が経営資金を貸し付けようとする組合に対し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該連合会又は農林中央金庫に対し利子補給を行う場合にその利子補給に要する経費

三 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関に対し、その貸し付けた経営資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合にその補助に要する経費

昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法(二二二)

六五

- 四 市町村が、連合会又は農林中央金庫との契約により、当該連合会又は農林中央金庫が、経営資金を貸し付けようとする組合に対し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該連合会又は農林中央金庫に対し利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合にその補助に要する経費
- 五 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに対し補償するのに要する経費の四分の三以内を都道府県が補助する場合にその補助に要する経費
- 六 市町村が、連合会又は農林中央金庫との契約により、当該連合会又は農林中央金庫が、経営資金を貸し付けようとする組合に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該連合会又は農林中央金庫に対し補償するのに要する経費の四分の三以内を都道府県が補助する場合にその補助に要する経費
- 七 都道府県が、農業協同組合その他の金融機関との契約により当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、農林大臣の承認を得て、当該金融機関に対し補償する場合にその損失補償に要する経費
- 八 都道府県が、連合会又は農林中央金庫との契約により、当該連合会又は農林中央金庫が、経営資金を貸し付けようとする組合に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、農林大臣の承認を得て、当該連合会又は農林中央金庫に対し補償する場合にその損失補償に要する経費

失補償に要する経費

- 2 前項第五号から第八号までの契約には、次の各号の事項を含まなければならない。
 - 一 当該契約の当事者である組合、連合会及び農林中央金庫その他の金融機関(以下「融資機関」という)は、当該契約により損失補償を受けた後も、善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。
 - 二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これで当該融資について損失補償を受けない損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約により都道府県又は市町村から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県又は当該市町村に納付しなければならないこと。
 - 3 第一項第五号から第八号までの損失は、融資元本の償還期限の到来後三月を経過してもなお元本又は利子(政令で定める遅延利子を含む)の全部又は一部が回収されなかつた場合のその回収されなかつた金額とする。

第四条 前条第一項の規定により政府が都道府県に対し補助する場合のその補助に係る同項各号の経営資金の総額は、百億円を限度とする。

- 2 前条第一項の規定により政府が都道府県に対して交付する補助金は、同項第一号から第四号までの経費については、第二条第二項第三号の規定により利率が年三分五厘以内に定められている資金

に係るものにあつては当該利子補給額から当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額を控除した額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年五分五厘の割合で計算した額のどちらか低い額の範囲内、利率が年六分五厘以内に定められている資金に係るものにあつては当該利子補給額の二分の一に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額のどちらか低い額の範囲内とし、前条第一項第五号から第八号までの経費については、当該損失補償額の二分の一に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十に相当する額のどちらか低い額の範囲内とする。
(政府への納付金)

第五条 第三条第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第二項第二号の契約事項による納付金を受けたときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

2 第三条第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、その都道府県から補助金の交付を受けた市町村が融資機関から同条第二項第二号の契約事項によつて納付金を受けたときは、その全部又は一部をその市町村が都道府県から補助を受けた割合に応じてその市町村から納付させ、その納付金の全部又は一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。
(補助金の打切又は返還)

第六条 政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律若しくはこの法律に基く命令

に違反したとき、又は都道府県若しくは市町村と第三条第一項第五号から第八号までの契約を結んだ融資機関が同条第二項各号の契約事項に違反したときは、その都道府県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十八年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 農業協同組合その他の金融機関が、被害農家で昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十九年法律第二百一十一号)第二条第一項の被害農業者にも該当することとなつたものに対し、その者が貸付を受けている経営資金の償還に充てるための資金として、政令で定める額の範囲内において、償還期限三年以内及び利率年六分五厘以内の条件で昭和三十年三月三十一日までに貸し付ける資金は、これを経営資金とみなす。

3 昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法(二二二)

昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法(二二二)

七〇

- 6 農業協同組合、森林組合又は金融機関が、被害農業者又は被害農業者で昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十九年法律第二百二十一号)第二条第一項の被害農業者又は被害農業者にも該当することとなつたものに対し、その者が貸付を受けている経営資金の償還に充てるための資金として、政令で定める額の範囲内において、償還期限が政令の定めるところにより四年以内及び利率が年六分五厘以内(指定地域における被害農業者又は被害農業者に貸し付けられる場合は年三分五厘以内、開拓地における農業経営に必要な資金として貸し付けられた経営資金の償還に充てるために貸し付けられる場合は年五分五厘以内)の条件で昭和三十年三月三十一日までに貸し付ける資金は、これを経営資金とみなす。
- 第四条第二項但書中「第二条第三項」を「第二条第三項第三号又は第六項」に、「同条第三項又は第四項第一号」を「同条第三項第三号、第四項第一号又は第六項」に改める。
- 4 昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を次のように改正する。
 - 2 農業協同組合、森林組合又は金融機関が、被害農家で昭和二十九年の台風及び冷害の被害農業者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十九年法律第二百二十一号)第二条第一項の被害農業者にも該当することとなつたものに対し、その者が貸付を受けている経営資金の償還に充てるための資金として、政令で定める額の範囲内において、政令の定めるところにより償還

第二条に次の一項を加える。

- 2 農業協同組合、森林組合又は金融機関が、被害農家で昭和二十九年の台風及び冷害の被害農業者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十九年法律第二百二十一号)第二条第一項の被害農業者にも該当することとなつたものに対し、その者が貸付を受けている経営資金の償還に充てるための資金として、政令で定める額の範囲内において、政令の定めるところにより償還

第四条第二項但書中「第二条」を「第二条第一項第三号又は第二項」に、「同条」を「同条第一項第三号又は第二項」に改める。

昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法(昭和二十九年十二月十五日法律第二百二十二号)

(目的)

第一条 この法律は、昭和二十九年の台風第五号、台風第十二号、台風第十三号、台風第十四号又は台風第十五号(以下「台風」という。)によつて損失を受けた漁業者又は水産業協同組合に対する資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「被害漁業者等」とは、台風によりその所有する漁船、漁具又は政令で定めるその他の施設が沈没し、流失し、滅失し、又は損壊したため、著しい損失を受けた漁業者又は水産業

昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法(二二二)

七一

協同組合をいう。

2 この法律で「金融機関」とは、農林中央金庫その他政令で定める金融機関をいう。

3 この法律で「復旧資金」とは、金融機関が昭和三十年六月三十日までに被害漁業者等に貸し付ける漁船、漁具又は第一項の施設の復旧に必要な資金(これらの施設が復旧されるまでの間の農林大臣の定める用途に必要な資金で農林大臣の定める被害漁業者等に貸し付けられるものを含む。)であつて、次の各号に該当するものをいう。

- 一 被害漁業者等に対する当該金融機関の貸付金が千万円以内であること。
- 二 償還期限が一年以上五年以内のものであること。
- 三 利率が年六分五厘以内のものであること。

4 この法律で「転貸資金」とは、金融機関が昭和三十年六月三十日までに貸し付ける次に掲げる資金をいう。

- 一 被害漁業者等の加入する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会で当該被害漁業者等に復旧資金を貸し付けようとするものに対し当該資金に充てるために貸し付ける資金
- 二 漁業協同組合連合会で前号の資金を貸し付けようとするものに対し当該資金に充てるために貸し付ける資金

(国庫補助)

第三條 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で次の各号に掲げる経費の全部又は一部を補助する。

一 都道府県が、金融機関との契約により、その金融機関が被害漁業者等に貸し付けた復旧資金(転貸資金をもつて貸し付けたものを除く。第三号、第五号及び第七号において同じ。)につき利子補給を行う場合に、その利子補給に要する経費

二 都道府県が、金融機関との契約により、その金融機関が漁業協同組合又は漁業協同組合連合体に貸し付けた転貸資金(その貸付を受けた前条第四項第二号の転貸資金をもつて貸し付けた同項第一号の転貸資金を除く。第四号、第六号及び第八号において同じ。)につき利子補給を行う場合に、その利子補給に要する経費

三 市町村が、金融機関との契約により、その金融機関が被害漁業者等に貸し付けた復旧資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合に、その補助に要する経費

四 市町村が、金融機関との契約により、その金融機関が漁業協同組合又は漁業協同組合連合体に貸し付けた転貸資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合に、その補助に要する経費

五 都道府県が、金融機関との契約により、その金融機関が被害漁業者等に復旧資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、農林大臣の承認を得て、補償する場合に、その損失補償に要する経費

六 都道府県が、金融機関との契約により、その金融機関が漁業協同組合又は漁業協同組合連合体に貸し付けた復旧資金の融通に関する特別措置法(二二二)

は漁業協同組合連合会に転貸資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、農林大臣の承認を得て、補償する場合に、その損失補償に要する経費

七 市町村が、金融機関との契約により、その金融機関が被害漁業者等に復旧資金を貸し付けたことによつて受けた損失を補償するのに要する経費につき、漁船に係るものにはその六分の五以内、漁船以外の施設に係るものにはその五分の四以内を都道府県が補助する場合に、その補助に要する経費

八 市町村が、金融機関との契約により、その金融機関が漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に転貸資金を貸し付けたことによつて受けた損失を補償するのに要する経費につき、漁船に係るものにはその六分の五以内、漁船以外の施設に係るものにはその五分の四以内を都道府県が補助する場合に、その補助に要する経費

2 前項第五号から第八号までの契約には、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。

一 当該契約の当事者である金融機関は、当該契約により損失補償を受けた後も善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二 当該契約の当事者である金融機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これで当該融資についての損失補償を受けない損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約により都道府県又は市町村から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県

又は当該市町村に納付しなければならないこと。

3 第一項第五号から第八号までの損失は、融資元本の償還期限の到来後三月を経過してもなお元本又は利子(政令で定める遅延利子を含む。)の全部又は一部が回収されなかつた場合のその回収されなかつた金額とする。

第四条 前条第一項の規定により政府が都道府県に対し補助する場合のその補助に係る同項各号の復旧資金及び転貸資金の総額は、十五億円を限度とする。

2 前条第一項の規定により政府が都道府県に対して交付する補助金は、同項第一号から第四号までの経費については、当該利子補給額の二分の一に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額のどちらか低い額の範囲内とし、同項第五号から第八号までの経費については、次に掲げる額のどちらか低い額の範囲内とする。

一 当該損失補償額の二分の一に相当する額
二 当該損失補償の対象となつた貸付金のうち、漁船に係るものの総額の百分の三十に相当する額と漁船以外の施設に係るものの総額の百分の二十五に相当する額とを加えた額

(政府への納付金)

第五条 第三条第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、金融機関から同条第二項第二号の契約事項により納付金を受けたときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

2 第三条第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、その都道府県から補助金の交付を受けた市町村が金融機関から同条第二項第二号の契約事項により納付金を受けたときは、その全部又は一部をその市町村が都道府県から補助を受けた割合に応じてその市町村から納付させ、その納付金の全部又は一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならぬ。

(補助金の打切又は返還)

第六条 政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき、又は都道府県若しくは市町村と第三条第五号から第八号までの契約を結んだ金融機関が同条第二項各号の契約事項に違反したときは、その都道府県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十八年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。
第二条に次の一項を加える。
- 4 漁業協同組合その他の金融機関が、被害漁家で昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法(昭和二十九年法律第二百二十二号)第二条第一項の被害漁業者等にも該当することとなつたものに対し、その者が貸付を受けている経営資金の償還に充てるための

- 資金として、政令で定める額の範囲内において、償還期限三年以内及び利率年六分五厘以内の条件で昭和三十年三月三十一日までに貸し付ける資金は、これを経営資金とみなす。
- 3 昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

- 7 漁業協同組合又は金融機関が、被害漁業者で昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法(昭和二十九年法律第二百二十二号)第二条第一項の被害漁業者等にも該当することとなつたものに対し、その者が貸付を受けている経営資金の償還に充てるための資金として、政令で定める額の範囲内において、償還期限が政令の定めるところにより四年以内及び利率が年六分五厘以内の条件で昭和三十年三月三十一日までに貸し付ける資金は、これを経営資金とみなす。

第四条第二項但書中「又は第六項」を、「第六項又は第七項」に改める。

水稻健苗育成施設普及促進法(昭和二十九年十二月十五日)

法律第二百二十三号

(目的)

水稻健苗育成施設普及促進法(二二三)

第一条 この法律は、積雪寒冷がはなはだしく、冷害をこうむるおそれがあり、経済的に遅れた寒高冷地域における水稻健苗育成施設の普及を促進することによつて、寒高冷地域における水稻作の安定と増強を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「水稻健苗育成施設」とは、保温折衷苗代及び温床苗代をいう。

（地域及び地区の指定）

第三条 農林大臣は、積雪がはなはだしく又は水稻の生育期間における気温若しくは水温が著しく低いためにその区域内における水稻作が不安定又は低位である都道府県の区域の全部又は一部を寒高冷地域として指定する。

2 農林大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示するとともに当該都道府県の知事に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた都道府県知事は、農林大臣の定める基準にしたがつて、第一項の指定に係る地域内の市町村の区域の全部又は一部を寒高冷地区として指定する。

（市町村の水稻健苗育成施設の普及計画）

第四条 前条第三項の指定に係る市町村の長は、あらかじめ、当該市町村の農業委員会の意見を聞いて、当該市町村の水稻健苗育成施設の普及計画（以下「市町村の普及計画」という。）を定め、これを当該都道府県知事に提出しなければならない。

2 市町村の普及計画には、当該市町村における水稻健苗育成施設の普及予定面積及び必要な資材に関する事項を含まなければならない。

（都道府県の水稻健苗育成施設の普及計画）

第五条 都道府県知事は、市町村の普及計画を参し、よくして、当該都道府県の水稻健苗育成施設の普及計画（以下「都道府県の普及計画」という。）を定め、これを農林大臣に提出しなければならない。

2 都道府県の普及計画には、当該都道府県における水稻健苗育成施設の普及予定面積、必要な資材及び技術指導に関する事項を含まなければならない。

（国の水稻健苗育成施設の普及計画）

第六条 農林大臣は、都道府県の普及計画を参し、よくして、国の水稻健苗育成施設の普及計画（以下「国の普及計画」という。）を定め、これを当該都道府県知事に通知しなければならない。

（都道府県の普及計画の変更）

第七条 都道府県知事は、前条の通知を受けたときは、当該都道府県の普及計画を必要に応じて変更し又は変更しないで当該市町村長に通知しなければならない。

（市町村の普及計画の変更）

第八条 市町村長は、前条の通知を受けた場合において、当該市町村の普及計画を変更しようとするときは、当該市町村の農業委員会の意見を聞かなければならない。

（国の予算への経費の計上）

第九条 政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、国の普及計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

(国の助成等)

第十条 政府は、都道府県に対し、前条の予算に基き、政令の定めるところにより、左に掲げる経費の全部又は一部を補助する。

- 一 市町村がその普及計画に基いて水稲健苗育成施設を実施する農家の資材購入に対して補助を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県が当該都道府県の普及計画を実施するために必要な経費
- 2 政府は、毎年度、国の普及計画を実施するために必要な資金をあつせんしその他必要と認める措置を講ずることができる。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、昭和三十五年三月三十一日限りその効力を失う。
- 3 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
別表第三中六十二の四の次に次の一号を加える。
六十二の五 水稲健苗育成施設普及促進法(昭和二十九年法律第二百二十三号)の定めるところにより、寒高冷地区を指定し、及び寒高冷地区についての水稲健苗育成施設の普及計画の作成に

関する事務を行うこと。

別表第四中二十七の三の次に次の一号を加える。

- 二十七の四 水稲健苗育成施設普及促進法の定めるところにより、寒高冷地区についての水稲健苗育成施設の普及計画の作成に関する事務を行うこと。(寒高冷地区に指定された区域を含む市町村の市町村長に限る。)

昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律

(昭和二十九年十二月十五日法律第二百二十四号)

(目的)

第一条 この法律は、政令で指定する地域内に事業所を有し、かつ、昭和二十九年八月及び九月における風水害によつて損失を受けた中小企業者に対し、その事業の再建に必要な資金(以下「再建資金」という。)の融通を円滑にするため、中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号。以下「法」という。)の規定の特例を定めるものとする。
(保険金額及び保険金)

昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律(二二四)

昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律(二二四)

八二

第二条 再建資金の貸付(相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)第二条第一項第一号の契約に基く給付並びに奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和二十八年法律第二百六十七号)第十条第二号の規定に基く奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の適用の暫定措置等に関する政令(昭和二十八年政令第四百六号)第二十条第一項の規定及び相互銀行法附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法附則第二項による改正前の無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第一条の無尽による給付(以下「給付」と総称する。)を含む。)であつて昭和三十年三月三十一日までに行われたものに係る法第三条第一項の保険関係においては、法第三条第二項及び法第六条の規定にかかわらず、保険金額は、保険価額に百分の九十を乗じて得た金額とし、政府が支払うべき保険金の額は、保険価額から金融機関がその支払の請求をするときまでに回収した額を控除した残額に、百分の九十を乗じて得た額とする。

2 再建資金の借入(手形の割引又は給付を受けることを含む。以下同じ。)による債務の保証であつて昭和三十年三月三十一日までに行われたものに係る法第九条の二第一項の保険関係においては、同条同項及び法第九条の四の規定にかかわらず、保険金額は、保険価額に、普通保証保険にあつては百分の七十、小口保証保険にあつては百分の九十を乗じて得た金額とし、政府が支払うべき保険金の額は、指定法人が中小企業者に代つて弁済(手形の割引の場合は支払、給付の場合は払込。以下同じ。)をした借入金(手形の割引の場合は手形債務、給付の場合は掛金。以下同じ。)の額から指定法人がその支払の請求をするときまでに中小企業者に対する求償権(弁済をした日以後の利息及び

び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下同じ。)を行使して取得した額(指定法人が借入金のほか利息についても弁済をしたときは、求償権を行使して取得した額に、弁済をした借入金の額の総弁済額(給付の場合は、総払込額)に対する割合を乗じて得た額)を控除した残額に、普通保証保険にあつては百分の七十、小口保証保険にあつては百分の九十を乗じて得た額とする。

3 再建資金の借入につきしたこととなる債務の保証であつて昭和三十年三月三十一日までに行われたものに係る法第九条の六第一項の保険関係においては、法第九条の六第二項及び法第九条の七第一項において準用する法第九条の四の規定にかかわらず、保険金額は、保険価額に百分の七十を乗じて得た金額とし、政府が支払うべき保険金の額は、金融機関が中小企業者に代つて弁済をした借入金の額から金融機関がその支払の請求をするときまでに中小企業者に対する求償権を行使して取得した額を控除した残額に、百分の七十を乗じて得た額とする。

(保険料)

第三条 保険料の額は、法第五条(法第九条の五第一項及び法第九条の七第一項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

2 地方公共団体は、前項の保険料の額の二分の一以上の額を金融機関又は指定法人に補給するものとする。

昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律(二二四)

八三

(中小企業信用保険特別会計の損失のてん補)

第四条 政府は、この法律の規定により支払つた保険金の額が、この法律の規定により徴収した保険料及び回収金の額をこえる額に相当する金額を、毎会計年度、一般会計から中小企業信用保険特別会計に繰り入れるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律

(昭和二十九年十二月十五日
法律第二百二十五号)

日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「(町村の議会の議員である者を除く。)」を削り、同項に次の但書を加える。

但し、市(特別区を含む)町村の議会の議員である者で総裁の承認を得たものについては、この限りでない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に市(特別区を含む)町村の議会の議員である職員については、第二十六条

第二項但書の規定による総裁の承認があつたものとみなす。

町村合併促進法の一部を改正する法律

(昭和二十九年十二月十六日
法律第二百二十六号)

町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「選挙人の五分の四」を「有効投票の三分の二」に改める。

第十一条の三第一項中「町村合併が行われた後」を削り、「合併町村」を「合併町村又は合併関係町村」に、「当該合併町村」を「当該町村」に改め、同条第二項中「合併町村の議会」を「当該合併町村又は合併関係町村の議会」に、「合併町村の長」を「当該町村の長」に改め、同条第三項中「四箇月」を「三十日」に、「合併町村の議会が」を「当該合併町村又は合併関係町村の議会が」に、「合併町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、当該勧告に係る地域に属するその総数の五分の三以上の者の連署をもつて、その代表者によつて、合併町村」を「都道府県知事は、町村合併促進審議会の意見を聴いて、当該町村」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第十一条第三項から第七項までの規定は、前項の投票につき準用する。

第二十条中「その者は」を「その者又はその者の一般承継人(政令の定めるところにより、承継の時、その者の世帯員であつた旨の都道府県知事の承認を受けた者に限る。以下同じ。)」に、「その者

町村合併促進法の一部を改正する法律(二二六)

が」を「その者又はその者の一般承継人が」に改め、同条に次の但書を加える。

但し、その者が当該町村合併の後に於いて、又はその者の一般承継人が当該承継の後に於いて、その住所をその町村の区域内に有しなくなつたときは、この限りでない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(不当な財産処分又は事業の実施の禁止)

第二十三条の二 都道府県知事が町村合併促進審議会の意見を聴いて策定した町村合併に関する計画で関係町村に通知され且つ公表されたものにおいて町村合併を行うべきものとされている町村は、町村合併前においては、基本財産その他重要な財産の処分又は營造物の設置その他の事業の実施で第二十二條又は前條第一項の規定の趣旨に明らかに違反するおそれのあるものとして政令で定めるものを行うことができない。但し、町村合併後の町村の一体性の確保とその建設に支障がないものとして、特に都道府県知事が承認したものであるについては、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の承認をしようとするときは、町村合併促進審議会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定に違反して財産の処分が行われ又は事業が実施されているときは、直ちにその処分を取り消し、又はその事業の中止を命じなければならぬ。

4 第一項の規定による都道府県知事の通知及び公表がされる前に、同項の規定に該当する財産の処分又は營造物の設置その他の事業の実施を行った町村がある場合において、その処分又は事業の実

施が明らかに同項の規定の適用を免かれる意図をもつてされたものであると認められるときは、都道府県知事は、町村合併促進審議会の意見を聴いて、その処分を取り消し、又はその事業の中止を命ずることができる。

第三十四条中「第八条、」の下に「第十一条の三、」を、「第十五条から第十七条まで、」の下に「第二十条の二、」を加える。

第三十七条第五項を第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項第五号又は第六号に該当する編入をした市について、町村の区域の全部若しくは一部を編入し又は市の区域の一部及び町村の区域の全部若しくは一部を編入する処分は、当該編入を伴うものがこの法律施行前五箇年以内に行われているときは、当該処分についてもこれを町村合併とみなして第三十四条の規定を準用する。但し、当該市に係る地方交付税の額については、第十五条の規定による額の範囲内において、総理府令の定めるところによる額とする。

第三十七条の三の次に次の一条を加える。

(都道府県知事の勧告の手続)

第三十七条の四 都道府県知事が町村合併促進審議会の意見を聴いて地方自治法第八条の二第一項の規定によりする勧告でこの法律に規定されているものについては、同項の規定による計画を定めるにつき、町村合併促進審議会の意見を聴くの外、同条第二項に規定する者の意見を聴くことを要しなく。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の町村合併促進法（以下「法」という。）第三十四条の規定により適用する法第二十条の規定によりする措置は、昭和二十九年以後の発生に係る事由に基く国の財政援助に限るものとする。
- 3 この法律施行前に法第十一条第三項（法第十一条の三第四項、第三十六条、第三十七条第一項及び第三十七条の二において準用する場合を含む。）の規定により行われた投票において、改正前の法第十一条第四項に規定する数の賛成がなかつたものについては、都道府県知事は、町村合併促進審議会の意見を聴いて、この法律施行後二箇月以内に、当該地域の属する市町村の選挙管理委員会に対し、当該地域内の選挙人の投票に付することを請求することができる。この場合においては、改正後の法第十一条第三項から第七項までの規定を準用する。
- 4 この法律施行前に改正前の法第十一条の三第三項の規定によりされた請求は、改正後の同項の規定によりされた請求とみなす。
- 5 各都道府県においてこの法律施行後最初に行われる議会の議員の一般選挙に関しては、法第十一条の五（法第三十六条、第三十七条第一項及び第三十七条の三並びに町村合併促進法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第七十九号）附則第四項において準用する場合を含む。）の規定による選挙区の特例に関する条例は、昭和三十年一月末日までに限り、制定することができる。

国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法

（昭和二十九年十二月二十日法律第二百二十七号）

（減額譲渡又は貸付）

- 1 第一条 旧産業復興公団法（昭和二十二年法律第五十七号）に規定する産業復興公団（以下「公団」という。）が炭鉱労働者の医療施設の用に供させるため建設した施設（これに供される土地を含む。以下「炭鉱医療施設」という。）で国有のものは、この法律施行の際現に当該炭鉱医療施設の貸付を受けている地方公共団体、財団法人又は健康保険組合（以下「地方公共団体等」という。）に対し、主として炭鉱労働者の医療施設の用に供させるため、時価からその六割を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けることができる。
- 2 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十九条及び第三十条の規定は、前項の規定により炭鉱医療施設の譲渡又は貸付をする場合に準用する。この場合において、国有財産法第二十九条中「売払」とあるのは「譲渡又は貸付」と、「買受人」とあるのは「譲渡又は貸付を受けた者」と、同法第三十条中「売払」とあるのは「譲渡又は貸付」と読み替えるものとする。

（延納の特約）

- 1 第二条 前条の規定により国有の炭鉱医療施設を譲渡した場合において、その譲渡を受けた者がその売払代金を一時に支払うことが困難であると認められるときは、確実な担保を徴し、且つ、利息を国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法（二二七）

附して、十年以内の延納の特約をすることができる。

- 2 国有財産法第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により延納の特約をする場合に準用する。この場合において、国有財産法第三十一条第二項中「前項但書」とあり、又は同条第三項中「第一項但書」とあるのは、「国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法第二条第一項」と読み替えるものとする。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第一条の規定中貸付に係る部分は、昭和二十九年四月一日以降の貸付について適用する。
- 2 炭鉱医療施設でこの法律施行前に国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第三条の規定により地方公共団体が譲渡を受けたものについては、その買受代金に係る債務のうち、この法律施行の日以降支払期日の到来するものの二割に相当する額の債務を免除することができる。
- 3 炭鉱医療施設で地方公共団体等が公団から譲渡を受けたものについては、その買受代金に係る債務のうち、この法律施行の日以降支払期日の到来するものの六割に相当する額の債務を免除することができる。

昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の
冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例
に関する法律（昭和二十九年十二月二十日
法律第二百二十八号）

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、昭和二十九年八月及び九月に政令で定める地域内において生じた台風による災害並びに同年に政令で定める地域内において生じた冷害（冷害による病虫害を含む。）（以下「台風等」という。）による被害農家が食糧の用に供するため必要とする米穀、大麦、はだか麦、小麦及び麦製品（以下「米麦」という。）の売渡についての特別の措置につき規定するものとする。

（定義）

第二条 この法律において「被害農家」とは、米麦（麦製品を除く。以下本条において同じ。）又は雑穀を生産する農家であつて、台風等による著しい減収のためその生産に係る米麦又は雑穀がその農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものをいう。

（米麦の売渡）

第三条 市町村が被害農家に対しその飯用消費量を基準として台風等による減収の程度を参し、よくして農林大臣の定める数量の米麦を売り渡すのに必要な数量の米麦を都道府県が当該市町村に売り渡

昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に
対する米麦の売渡の特例に関する法律（二二八）

昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に
対する米麦の売渡の特例に関する法律(二二八)

九二

す場合には、政府は、当該都道府県に対し、これに必要な数量の米麦を農林省令の定める手続に従
い売り渡すものとする。

(売渡の価格)

第四条 政府が前条の規定により都道府県に米麦を売り渡す場合の価格は、被害農家の売渡を受ける
当該米麦の購入価格がおおむね左の各号に掲げる額となるように農林大臣が定める。

- 一 国内産米穀については玄米(三等)一石につき九、一二〇円
- 二 輸入米穀については前号の額を基準として農林大臣が定める額
- 三 大麦については普通小粒大麦(三等)五・五キログラムにつき一、六一二円
- 四 はだか麦については普通はだか麦(三等)六〇キログラムにつき二、一七三円
- 五 小麦については普通小麦(三等)六〇キログラムにつき二、〇六八円
- 六 麦製品については前三号の額にその製造又は加工に要する費用を加えて得た額

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年八 月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起 債の特例に関する法律

(昭和三十年一月七日)
法律第一号

(起債の特例)

第一条 昭和二十九年八月及び九月の台風による災害又は同年八月の冷害(以下単に「風水害等」と
いう)を受けた地方公共団体は、次の各号に掲げる場合においては、昭和二十九年度に限り、地方
財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とする
ことができる。

一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で命令で定めるものの風水害等のための減免であつ
て、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不
足を補う場合

二 風水害等に係る災害救助対策、伝染病予防対策、苗しろ対策、病虫害駆除対策、農機具対策を
その他これらに類する命令で定める災害対策に通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属する
ものの財源とする場合

2 前項の風水害等を受けた地方公共団体は、政令で指定する。

昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を
受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律(二)

九三

地方自治関係

昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律 (右に対する回付案)	衆	三・三三	地方三・四	可三・六	三・六	地方三・六	可三・六	三・八	二・一
町村合併促進法の一部を改正する法律	参	三・六	地方三・六	可三・七	三・六	地方三・六	可三・六	三・八	三・六
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律	閣	三・一	大蔵三・二	可三・四	三・四	大蔵三・四	可三・六	三・八	三・三
漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律	閣	二・三〇	大蔵三・三	可三・四	三・四	大蔵三・四	可三・六	三・八	二・四
北海道における国有林野の風害木等の売却代金の納付に関する特別措置法	閣	三・一	農林三・二	修正三・三	三・三	農林三・三	可三・四	三・五	三・八
租税特別措置法の一部を改正する法律	衆	三・三	大蔵三・四	可三・四	三・四	大蔵三・四	可三・六	三・五	三・九
昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律	衆	三・四	大蔵三・四	可三・四	三・四	大蔵三・四	可三・六	三・五	三・〇
国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法	衆	第十九回国会	大蔵三・三	修正三・四	三・四	大蔵三・四	可三・六	三・〇	三・七
昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正する法律	衆	三・二	農林三・三	可三・三	三・三	農林三・三	可三・六	三・八	三・六

産業関係

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするため一般会計から繰入金に関する法律	閣	二・三〇	大蔵三・三	可三・四	三・四	大蔵三・四	可三・六	三・八	三・五
北海道における国有林野の風害木等の売却代金の納付に関する特別措置法	閣	三・一	農林三・二	修正三・三	三・三	農林三・三	可三・四	三・五	三・八
租税特別措置法の一部を改正する法律	衆	三・三	大蔵三・四	可三・四	三・四	大蔵三・四	可三・六	三・五	三・九
昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律	衆	三・四	大蔵三・四	可三・四	三・四	大蔵三・四	可三・六	三・五	三・〇
国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法	衆	第十九回国会	大蔵三・三	修正三・四	三・四	大蔵三・四	可三・六	三・〇	三・七
昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正する法律	衆	三・二	農林三・三	可三・三	三・三	農林三・三	可三・六	三・八	三・六

昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法	昭和二十九年の台風及び冷害の被害農業者に対する資金の融通に関する特別措置法	昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法	水稻健苗育成施設普及促進法	昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律	昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律
閣	閣	閣	衆	衆	衆
二・三	二・三〇	二・三〇	二・二	二・四	二・三
通産	農林	水産	農林	通産	農林
可決	修正	可決	可決	可決	修正
二・四	三・六	三・四	三・三	三・六	三・四
通産	農林	水産	農林	通産	農林
可決	可決	可決	可決	可決	可決
三・八	三・五	三・五	三・五	三・五	三・八
二七	二七	二七	二七	二七	二七

経済統制関係

運輸関係

労働関係

厚生関係

国防関係

日本国有鉄道法の一部を改正する法律	労働組合法の一部を改正する法律	医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律	自衛隊法の一部を改正する法律
衆	衆	参	閣
第十回国会	二・三〇	二・二	二・三〇
運輸	労働	厚生	内閣
可決	可決	可決	可決
三・三	三・三	三・三	三・六
運輸	労働	厚生	内閣
可決	可決	修正	可決
三・六	三・三	三・三	三・六
運輸	労働	厚生	内閣
可決	可決	修正	可決
三・六	三・三	三・三	三・六
三・五	三・八	三・八	三・八
三・五	三・二	三・二	三・九

警察法の一部を改正する法律案	衆	二・三・八	地方	二・三・八	(未了)		
国土開発中央道事業法案	衆	第十九回国会	経済	一・二・三	(未了)		
建設業法の一部を改正する法律案	参						
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案	衆	二・三・三	建設	二・三・四	可決	三・七	(未了)
昭和二十九年七月の大雨並びに同年八月及び九月の台風による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法案	衆	三・三・四	建設	三・七	修正	三・七	(未了)
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案	閣	第十九回国会	大蔵	二・三・三	(未了)		
日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政の実施に伴う国家公務員法等の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案	参						

昭和二十九年の年末の賞与に対する所得税の臨時特例に関する法律案	衆	二・三・三	大蔵	二・三・四	(未了)		
資金運用部資金法の一部を改正する法律案	衆	第十六回国会	大蔵	一・二・三	(未了)		
学校給食法案	参						
勤労青年教育振興法案	参	第十九回国会					
自給肥料増産特別措置法案	衆	第十九回国会	農林	一・二・三	(未了)		
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案	衆	二・三・二	農林	二・三・三	修正	三・六	(未了)
農民組合法案	衆	第十九回国会	農林	一・二・三	(未了)		
満糸価格安定法の一部を改正する法律案	閣	第十九回国会	農林	一・二・三	(未了)		
砂利採取法案	衆	第十九回国会	農林	一・二・三	(未了)		

○一部改正

国会関係

- 一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二二・四・三〇法八〇)……………(法二〇六)……………一
- 一、公職選挙法(昭和二五・四・一五法一〇〇)……………(法二〇七)……………一
- 一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二五・五・一五法一七九)……………(法二〇八)……………四

地方自治関係

- 一、地方自治法(昭和二二・四・一七法六七)……………(法二二三)……………八〇
- 一、町村合併促進法(昭和二八・九・一法二五八)……………(法二二六)……………八五
- 一、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律(昭和二九・五・一五法一〇二)……………(法二二〇)……………五二

司法関係

- 一、最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二二・一一・二〇法一三六)……………(法二〇七)……………四

財務関係

第二十回国会改廃法令索引

- 一、交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二九・五・一五法一〇三)……………(法二二三)……………五三
- 一、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和二九・三・三一法三三)……………(法二二五)……………五五
- 一、租税特別措置法(昭和二一・九・一法一五)……………(法二一九)……………六〇

産業関係

- 一、昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二八・七・二一法六九)……………(法二一六)……………五六
- 一、昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二九・六・九法一六七)……………(法二一六)……………五五
- 一、昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二八・八・八法一八七)……………(法二二二)……………六九
- 一、昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二八・八・八法一八七)……………(法二二二)……………七六
- 一、昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二八・八・一七法二三四)……………(法二二二)……………六九
- 一、昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害

- 農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二八・八・一七法二三四)……………(法二二二)……………七七
- 一、昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二八・一一・一六法二七四)……………(法二二二)……………七〇

運輸関係

- 一、日本国有鉄道法(昭和二三・一一・二〇法二五六)……………(法二二五)……………八四

労働関係

- 一、労働組合法(昭和二四・六・一法一七四)……………(法二二二)……………五三

厚生関係

- 一、医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律(昭和二六・六・二〇法二四四)……………(法二二二)……………五二

国防関係

- 一、自衛隊法(昭和二九・六・九法一六五)……………(法二〇九)……………四八

